



平成28年9月30日

(照会先)

リスク統括部長 岡村 計三

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成28年8月分)について

平成28年8月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成28年8月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

#### 1 平成28年8月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが24件、平成27年度が100件、平成26年度が25件、平成25年度以前が210件、合計359件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた25件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な330件及びシステム事故5件について、日本年金機構HPに掲載しています。

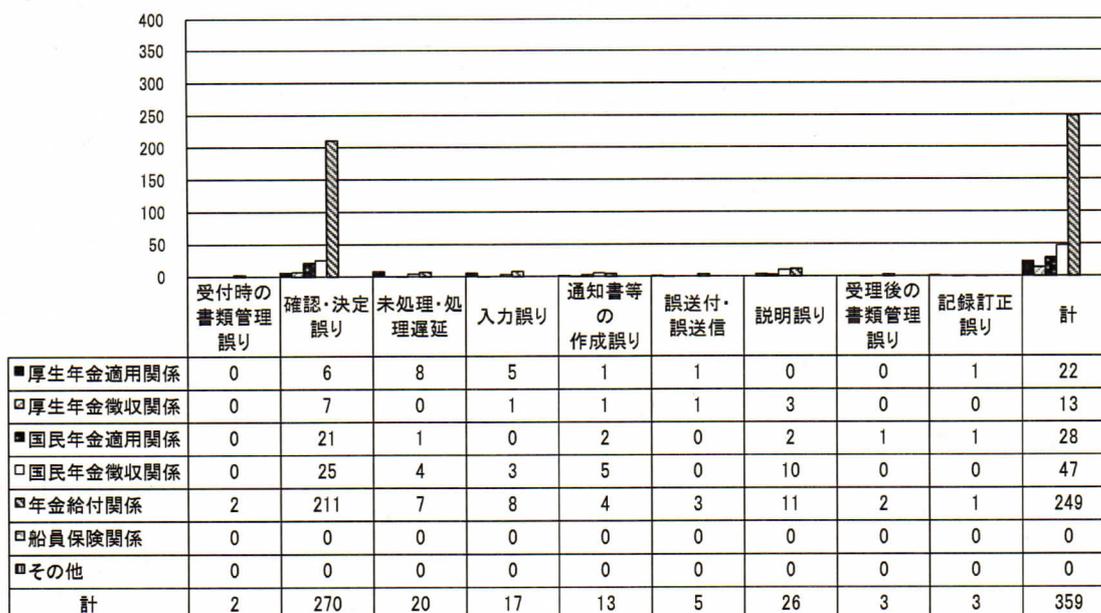
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

| 発生年度 | 20年度以前 | 21年度 |      | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度  | 26年度  | 27年度   | 28年度  | 合計      |
|------|--------|------|------|------|------|------|-------|-------|--------|-------|---------|
| 件数   | 162(1) | 10   | 2    | 3    | 8    | 10   | 12(2) | 20(5) | 73(27) | 20(4) | 320(39) |
| 割合   | 45.4%  | 2.8% | 0.6% | 0.8% | 2.2% | 2.8% | 3.9%  | 7.0%  | 27.9%  | 6.7%  | 100.0%  |

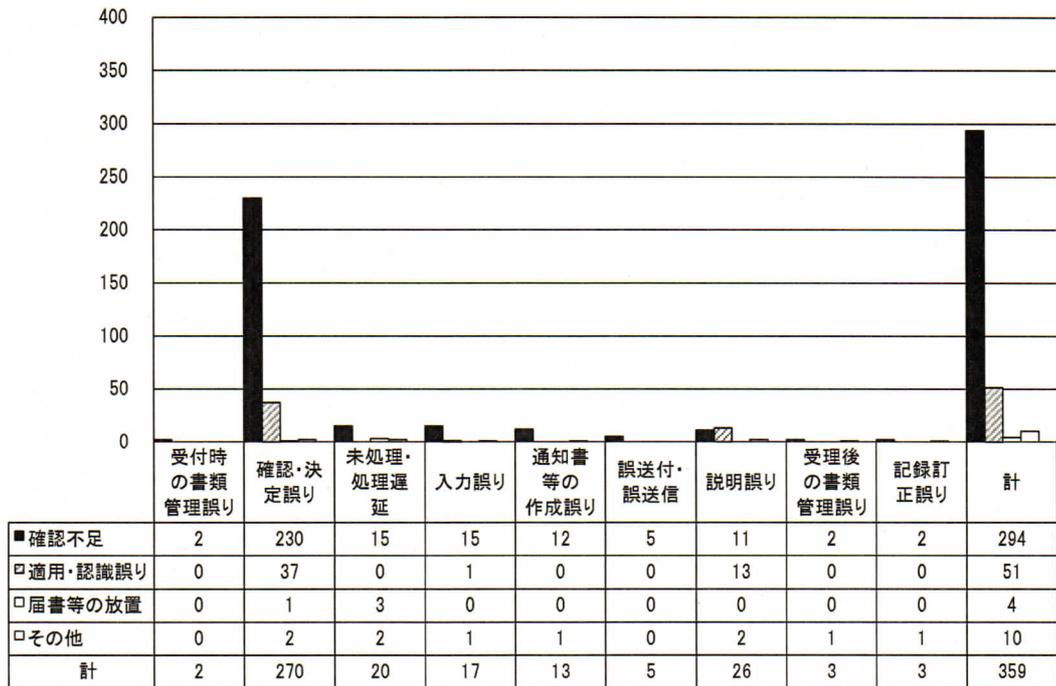
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

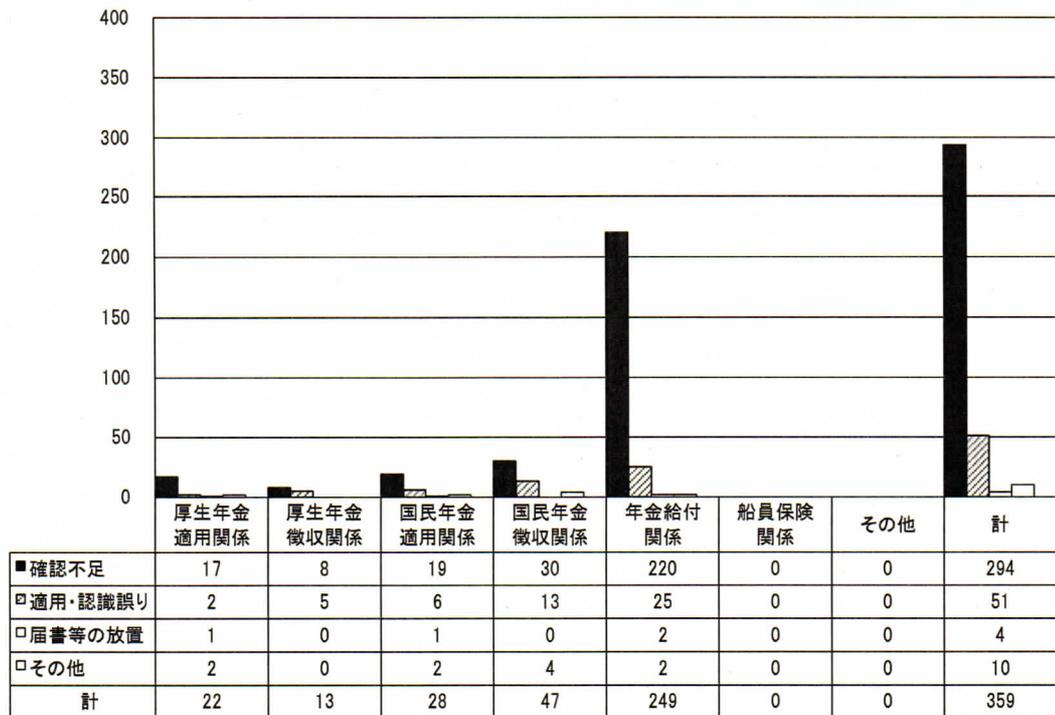
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



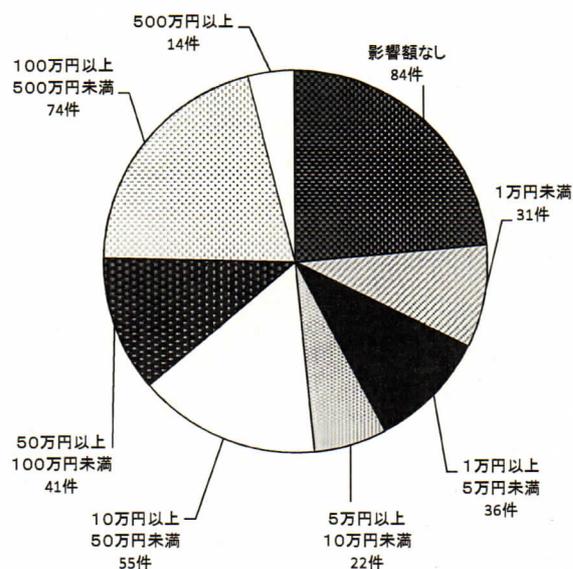
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳



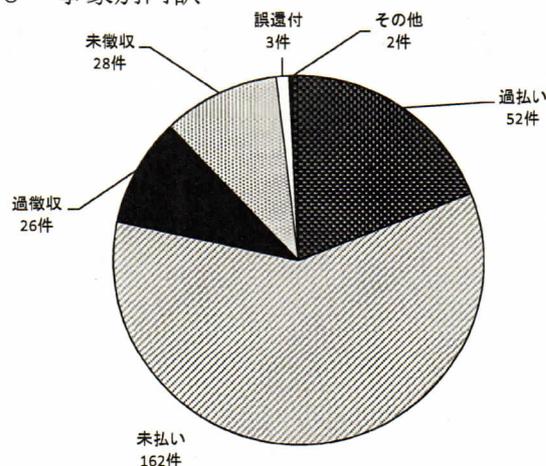
## 5 影響額別内訳



|                    | 厚生年金<br>適用関係 | 厚生年金<br>徴収関係 | 国民年金<br>適用関係 | 国民年金<br>徴収関係 | 年金給付<br>関係 | 船員保険<br>関係 | その他 | 計   |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-----|-----|
| 影響額なし              | 10           | 6            | 16           | 17           | 35         | 0          | 0   | 84  |
| 1万円未満              | 1            | 0            | 3            | 7            | 20         | 0          | 0   | 31  |
| 1万円以上<br>5万円未満     | 3            | 0            | 3            | 6            | 24         | 0          | 0   | 36  |
| 5万円以上<br>10万円未満    | 0            | 3            | 1            | 4            | 14         | 0          | 0   | 22  |
| 10万円以上<br>50万円未満   | 3            | 4            | 3            | 5            | 40         | 0          | 0   | 55  |
| 50万円以上<br>100万円未満  | 3            | 0            | 2            | 6            | 30         | 0          | 0   | 41  |
| 100万円以上<br>500万円未満 | 2            | 0            | 0            | 2            | 70         | 0          | 0   | 74  |
| 500万円以上            | 0            | 0            | 0            | 0            | 14         | 0          | 0   | 14  |
| 計                  | 22           | 13           | 28           | 47           | 247        | 0          | 0   | 357 |

(注) 影響額が整理中である2件を除く

## 6 事象別内訳



| 事象  | 件数   | 合計金額 (円)    | 平均金額 (円)  |
|-----|------|-------------|-----------|
| 過払い | 52件  | 43,660,512  | 839,625   |
| 未払い | 162件 | 260,528,658 | 1,608,201 |
| 過徴収 | 26件  | 6,532,198   | 251,238   |
| 未徴収 | 28件  | 8,572,420   | 306,157   |
| 誤還付 | 3件   | 829,600     | 276,533   |
| その他 | 2件   | 1,739,115   | 869,557   |
| 計   | 273件 | 321,862,503 | 1,178,983 |

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

|                 |    |           |
|-----------------|----|-----------|
| 過払いと未払いと未徴収がある件 | 1件 | 1,661,505 |
| 過徴収と誤還付がある件     | 1件 | 77,610    |

## 7 判明契機別内訳

|    | 件数   | 割合     |
|----|------|--------|
| 内部 | 250件 | 69.6%  |
| 外部 | 109件 | 30.4%  |
| 計  | 359件 | 100.0% |

## 8 システム事故

| 発生年月日      | 件名                            | 対象者数   | 影響区分 | 総額(円)    |
|------------|-------------------------------|--------|------|----------|
| 2009年2月1日  | 同月内における取得記録、喪失記録の誤判定による年金額誤り  | 1名     | 過払い  | 825円     |
| 2005年4月1日  | 年金額改定処理(マクロ経済スライドによる年金額改定)の誤り | 1名     | 未払い  | 106,320円 |
| 2015年10月1日 | 被用者年金一元化に伴うシステム改修の誤り          | 4名     | 過払い  | 130,508円 |
| 2016年5月20日 | 未支給年金決定・支払通知書の作成漏れ            | 14名    | -    | 0円       |
| 2016年5月20日 | 支給額変更通知書の送付漏れ                 | 1,142名 | -    | 0円       |

## ○平成28年8月分の事務処理誤り一覧(1～32ページ)

- |             |       |     |             |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1～21   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 4P  | 整理番号 22～32  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 6P  | 整理番号 33～59  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 9P  | 整理番号 60～98  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 14P | 整理番号 99～330 |

## ○平成28年8月分のシステム事故等一覧(33ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

| 整理番号 | 件名           | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名           | 発生日月           | 判明年月日          | 事象・対応   | 影響範囲       | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|--------------|---------|------|----------------|----------------|----------------|---|------------|------|----------------|
| 1    | 資格取得届の誤り     | 確認・決定誤り | 宮崎   | 事務センター         | 2016年<br>6月30日 | 2016年<br>7月14日 | ○事業所から問合せがあり、資格取得届に記載された生年月日と基礎年金番号が別人のものであったにも関わらず事実関係の確認を漏らし、処理をしていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい決定通知書を送付しました。<br>●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。   | 1事業所<br>2名 | -    | 0              |
| 2    |              | 入力誤り    | 宮城   | 大河原            | 2015年<br>2月9日  | 2015年<br>5月7日  | ○お客様から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者に係る資格取得届処理の際、登録処理を誤ったため重複して保険料を請求していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について減額調整しました。<br>●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。                                      | 1事業所<br>1名 | 過徴収  | 466,728        |
| 3    |              |         | 宮崎   | 事務センター         | 2016年<br>4月19日 | 2016年<br>7月21日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届に記載された標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。<br>●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。   | 1事業所<br>1名 | 未徴収  | 607,548        |
| 4    | 算定基礎届の誤り     | 入力誤り    | 兵庫   | 事務センター         | 2015年<br>8月31日 | 2016年<br>5月9日  | ○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届に記載された標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。<br>●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。   | 1事業所<br>1名 | 未徴収  | 1,453,998      |
| 5    | 賞与支払届の誤り     | 入力誤り    | 静岡   | 事務センター         | 2016年<br>7月1日  | 2016年<br>7月6日  | ○事業所から問合せがあり、同月内に2回支給された賞与支払届の処理の際、合算して登録する標準賞与額の入力を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。  | 1事業所<br>3名 | -    | 0              |
| 6    | 被扶養者異動届の誤り   | 入力誤り    | 福島   | 事務センター         | 2015年<br>1月21日 | 2015年<br>4月21日 | ○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の処理の際、被扶養者の生年月日の入力を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。<br>●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。  | 1事業所<br>1名 | -    | 0              |
| 7    | 二以上事業所勤務者の誤り | 確認・決定誤り | 福島   | 白河             | 2015年<br>10月8日 | 2016年<br>4月22日 | ○事業所から問合せがあり、厚生年金保険保険料率改定時の保険料が未登録となっていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料について増額調整しました。<br>●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。  | 2事業所<br>1名 | 未徴収  | 27,753         |
| 8    |              |         | 愛知   | 笠寺             | 2016年<br>4月11日 | 2016年<br>5月30日 | ○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者に係る賞与支払届の処理時に標準賞与額を誤って決定していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料額について増額調整しました。<br>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる取扱いを周知しました。   | 2事業所<br>1名 | 未徴収  | 295,780        |
| 9    | 記録補正の誤り      | 確認・決定誤り | 宮城   | 仙台広域<br>事務センター | 2014年<br>4月9日  | 2015年<br>2月16日 | ○お客様から問合せがあり、別人の基礎年金番号により処理がされた資格取得届の取消し処理を行った際、本来、あわせて氏名・住所を訂正するべきところ処理を漏らしたため、別人の記録のねんきん定期便が送付されていたことが判明しました。<br>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しいねんきん定期便を送付しました。<br>●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 | 2名         | -    | 0              |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分      | 都道府県 | 事務所名       | 発生日月           | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲       | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-------------------|-----------|------|------------|----------------|-----------------|--|------------|------|----------------|
| 10   | 記録補正の誤り           | 記録訂正誤り    | 大阪   | 天王寺        | 2014年<br>2月28日 | 2016年<br>1月28日  | ○他の年金事務所から連絡があり、年金記録訂正請求書にかかる標準賞与額を登録する際、賞与支払額の計算を誤り決定を行っていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について減額調整しました。<br>●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。              | 1事業所<br>2名 | 過徴収  | 4,113          |
| 11   | 厚生年金適用関係通知書の作成誤り  | 通知書等の作成誤り | 福島   | 事務センター     | 2016年<br>3月4日  | 2016年<br>3月15日  | ○事業所から問合せがあり、法人番号等が未収録となっている適用事業所へ法人番号等の届出の勸奨文書を送付した際、届出の必要のない個人事業所等へ勸奨文書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。                        | 1事業所       | —    | 0              |
| 12   |                   |           | 大阪   | 城東         | 2016年<br>5月17日 | 2016年<br>5月18日  | ○事業所から問合せがあり、適用事業所へ総合調査実施通知書を送付した際、既に調査済みであり調査の必要のない事業所へ通知書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。                                      | 6事業所       | —    | 0              |
| 13   |                   |           | 埼玉   | 熊谷         | 2016年<br>7月12日 | 2016年<br>7月13日  | ○事業所から問合せがあり、社会保険の未適用事業所へ加入勸奨文書を送付する際、連絡先の電話番号の記載を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者が連絡先のお客様にお詫びの上説明しました。事業所にお詫びの文書を送付しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。                           | 500事業所     | —    | 0              |
| 14   | 厚生年金適用関係通知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信   | 福島   | 事務センター     | 2016年<br>4月28日 | 2016年<br>5月2日   | ○事業所から問合せがあり、他の事業所の被扶養者異動届を誤って送付していたことが判明しました。<br>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。被扶養者異動届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。<br>●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                              | 2事業所       | —    | 0              |
| 15   | 厚生年金適用関係届書の未処理    | 未処理・処理遅延  | 群馬   | 高崎広域事務センター | 2015年<br>3月20日 | 2015年<br>10月23日 | ○お客様から問合せがあり、被扶養者異動届と同時に受け付けた国民年金第3号被保険者届を担当部署に回付せず、未処理となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の入力処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。     | 15名        | —    | 0              |
| 16   |                   |           | 宮城   | 仙台北        | 2015年<br>3月3日  | 2015年<br>10月21日 | ○担当部署で処理済みの届書の確認を行ったところ、70歳以上被用者該当届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。処理を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、審査・入力時のチェックの徹底を周知しました。                  | 1事業所<br>1名 | 過払い  | 911,231        |
| 17   |                   |           | 群馬   | 高崎広域事務センター | 2015年<br>7月30日 | 2015年<br>12月14日 | ○担当部署で処理済みの届書の確認を行ったところ、資格喪失届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所に説明の上お詫びしました。処理を行い、過徴収の保険料について減額調整しました。<br>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                                  | 1事業所<br>3名 | 過徴収  | 519,102        |
| 18   |                   |           | 茨城   | 日立         | 2011年<br>8月10日 | 2016年<br>1月15日  | ○お客様から問合せがあり、被扶養者異動届と同時に受け付けた国民年金第3号被保険者住所変更届を担当部署に回付せず、未処理となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の入力処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名         | —    | 0              |

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分     | 都道府県 | 事務所名           | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲        | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------|----------|------|----------------|-----------------|----------------|--|-------------|------|----------------|
| 19   | 厚生年金適用関係届書の未処理 | 未処理・処理遅延 | 沖縄   | 浦添             | 2005年<br>1月頃    | 2016年<br>2月22日 | ○事業所から問合せがあり処理済みの届書の確認を行ったところ、賞与支払届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。処理を行い、未払いがあるお客様には正しい年金のお支払いをし、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1事業所<br>19名 | その他  | 1,661,505      |
| 20   |                |          | 群馬   | 高崎広域<br>事務センター | 2015年<br>8月21日  | 2016年<br>2月29日 | ○事業所から問合せがあり処理済みの届書の確認を行ったところ、月額変更届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。処理を行い、未徴収の保険料について増額調整しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                               | 3事業所<br>5名  | 未徴収  | 238,383        |
| 21   |                |          | 広島   | 呉              | 2006年<br>12月18日 | 2016年<br>3月2日  | ○事業所から問合せがあり処理済みの届書の確認を行ったところ、月額変更届について確認不足により処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様に説明の上お詫びし了承を得ました。処理を行い、未徴収の保険料について増額調整しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                               | 1事業所        | 未徴収  | 246,909        |

## 2. 厚生年金徴収関係

| 整理番号 | 件名           | 誤り区分      | 都道府県 | 事務所名 | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲         | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|--------------|-----------|------|------|-----------------|-----------------|---|--------------|------|----------------|
| 22   | 保険料調査決定時の誤り  | 確認・決定誤り   | 和歌山  | 和歌山東 | 2015年<br>12月21日 | 2016年<br>4月15日  | ○事業所から問合せがあり、厚生年金保険の同月得喪による保険料の還付処理の際に、誤った保険料調整処理を行っていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で調整しました。<br>●担当部署において、保険料の調整同等の入力の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                                 | 10事業所<br>12件 | 過徴収  | 387,240        |
| 23   | 厚生年金徴収関係の誤り  | 確認・決定誤り   | 京    | 京都南  | 2016年<br>1月13日  | 2016年<br>5月25日  | ○地域部から連絡があり、指定期限を経過していない納付目的年月分の社会保険料を含めて交付要求をしていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい交付要求書と差し替えを行いました。<br>●担当部署において、交付要求時の対象となる保険料の確認について徹底するよう周知しました。   | 1事業所         | —    | 0              |
| 24   |              | 説明誤り      | 大阪   | 八尾   | 2015年<br>8月31日  | 2015年<br>10月28日 | ○事業所から連絡があり、保険料還付請求書にかかる相談の際、本来、清算人に還付を行うと説明すべきところ誤って事業主へ還付すると説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、還付請求の取扱いについて周知しました。  | 1事業所         | —    | 0              |
| 25   |              |           | 熊本   | 熊本東  | 2015年<br>11月30日 | 2016年<br>1月29日  | ○事業所からの問合せがあり、滞納保険料の内訳を誤って未納保険料等内訳を作成していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい未納保険料等内訳をお渡ししました。<br>●担当部署において、未納保険料等内訳作成時の内容確認の徹底について周知しました。  | 1事業所         | —    | 0              |
| 26   |              | 通知書等の作成誤り | 大阪   | 今里   | 2014年<br>12月24日 | 2014年<br>12月25日 | ○担当部署で交付要求にかかる受入金の領収書を確認していたところ、領収金額の内訳を誤って領収書を作成していたことが判明しました。<br>●担当者が破産管財人にお詫びの上説明しました。正しい内訳の領収書を破産管財人にお渡ししました。<br>●担当部署において、領収書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。   | 1事業所         | —    | 0              |
| 27   |              | 未処理・処理遅延  | 奈良   | 奈良   | 2014年<br>6月16日  | 2016年<br>1月12日  | ○機構本部から連絡があり、第三者委員会のあっせんにより年金記録について訂正処理を行ったにもかかわらず、特例納付保険料の納付勧奨を行っていなかったことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い、特例納付保険料について納付勧奨を行いました。<br>●担当部署において、特例納付保険料の管理について徹底するよう周知しました。                          | 2事業所<br>2名   | 未徴収  | 11,491         |
| 28   | 二以上事業所勤務者の誤り | 確認・決定誤り   | 滋賀   | 大津   | 2014年<br>12月8日  | 2015年<br>5月8日   | ○担当者が二以上被保険者に係る保険料登録の処理状況を確認したところ、事業所の所在地変更により二以上事業所勤務者に係る保険料登録の処理が必要であるにもかかわらず、処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。登録処理を行い、未徴収の保険料額は増額調整しました。<br>●担当部署において、事業所の所在地変更の際の二以上被保険者に係る事務処理について周知しました。 | 1事業所         | 未徴収  | 86,250         |
| 29   |              |           | 大阪   | 天王寺  | 2016年<br>2月2日   | 2016年<br>2月22日  | ○事業所から問合せがあり、二以上事業所被保険者に該当する以前に支給された賞与であるため本来、保険料の登録は必要ないにもかかわらず誤って登録していたことが判明しました。<br>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。<br>●担当部署において、二以上事業所被保険者にかかる保険料登録の要否の確認を徹底するよう周知しました。                   | 1事業所<br>1名   | 過徴収  | 88,794         |

| 整理番号 | 件名          | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名 | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-------------|---------|------|------|----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 30   | 口座振替申出書の誤り  | 確認・決定誤り | 青森   | 弘前   | 2016年<br>3月4日  | 2016年<br>4月5日   | <p>○担当者が処理済みの届書を確認したところ、口座振替納付(変更)申出書の預金種別を誤って入力したことにより、口座振替が開始されなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を納付書で納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>    | 1事業所 | 未徴収  | 319,230        |
| 31   | 口座振替申出書の誤り  |         | 神奈川  | 平塚   | 2016年<br>1月29日 | 2016年<br>4月22日  | <p>○担当者が処理済みの届書を確認したところ、口座振替納付(変更)申出書の金融機関コードを誤って入力したことにより、口座振替が開始されなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を納付書で納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p> | 1事業所 | 未徴収  | 363,274        |
| 32   | 徴収関係書類の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 富山   | 富山   | 2015年<br>11月6日 | 2015年<br>12月24日 | <p>○事業所からの問合せがあり、別送先の登録を誤って納入告知書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した納入告知書を回収し、正しい送付先へ送付しました。</p> <p>●担当部署において、別送先登録時の確認の徹底について周知しました。</p>                                    | 2事業所 | —    | 0              |

### 3. 国民年金適用関係

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県             | 事務所名    | 発生年月日           | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲          | 影響区分   | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------|---------|------------------|---------|-----------------|----------------|--|---------------|--|----------------|
| 33   | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉               | 大宮      | 2011年<br>9月22日  | 2015年<br>2月12日 | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の算入を誤り、資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付しました。<br>●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。                      | 1名            | 過徴収  | 572,900        |
| 34   |                |         | 鳥取               | 鳥取      | 2008年<br>5月30日  | 2016年<br>1月12日 | ○お客様から問合せがあり、誤って登録した国民年金任意加入被保険者の資格喪失予定年月日を納付期限経過後に訂正していたため、付加保険料が納付できなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上、特定付加保険料として納付していただくことを説明しました。<br>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名            | 未徴収  | 1,254          |
| 35   |                |         | 山形               | 米沢      | 2004年<br>10月22日 | 2016年<br>4月12日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、希望していた満額受給ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名            | 未徴収  | 14,100         |
| 36   |                |         | 福岡               | 南福岡     | 2013年<br>6月21日  | 2016年<br>4月25日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、一部の期間について口座振替による前納ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。      | 1名            | —  | 0              |
| 37   |                |         | 鹿児島              | 事務センター  | 2011年<br>6月27日  | 2016年<br>6月8日  | ○年金請求時に年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の算入を誤ったため、資格喪失予定年月日が誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。<br>●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。               | 1名            | 過徴収  | 217,890        |
| 38   |                |         | 兵庫               | 豊岡      | 2014年<br>3月26日  | 2016年<br>7月1日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、喪失予定年月日の登録を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。<br>●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。   | 1名            | 過徴収  | 32,520         |
| 39   |                |         | 国民年金被保険者資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 茨城              | 事務センター         | 2014年<br>8月20日   | 2015年<br>4月2日 | ○お客様から問合せがあり、市役所から別人の基礎年金番号で国民年金資格取得届が提出され、処理していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●市役所から、本人確認を徹底するとの報告がありました。 | 1名             |
| 40   | 東京             | 大田      |                  |         | 1975年<br>4月2日   | 2016年<br>3月3日  | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、任意加入期間となる期間が、誤って強制加入期間として処理され、保険料が納付されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名            | —  | 0              |
| 41   | 北海道            | 稚内      |                  |         | 1999年<br>6月頃    | 2016年<br>3月9日  | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、任意加入期間となる期間が、誤って強制加入期間として処理され、保険料が納付されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名            | —  | 0              |

| 整理番号 | 件名                             | 誤り区分    | 都道府県     | 事務所名       | 発生年月日          | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲  | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|--------------------------------|---------|----------|------------|----------------|-----------------|--|---|------|----------------|
| 42   | 国民年金被保険者資格取得届の誤り               | 確認・決定誤り | 群馬       | 高崎広域事務センター | 2015年<br>9月28日 | 2016年<br>6月24日  | ○お客様から問合せがあり、市役所から進達のあった国民年金被保険者資格取得届の資格取得年月日が誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。時効により納付できない期間について、国民年金後納保険料納付申込書を受理しました。<br>●市役所から、処理時の確認の徹底をするとの報告がありました。       | 1名  | 未徴収  | 30,500         |
| 43   |                                |         | 兵庫       | 事務センター     | 2016年<br>4月13日 | 2016年<br>7月20日  | ○お客様から問合せがあり、厚生年金期間と重複していると誤認し、国民年金の資格を誤って取消していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名  | —    | 0              |
| 44   |                                |         | 茨城       | 土浦         | 2015年<br>3月頃   | 2015年<br>11月24日 | ○お客様から問合せがあり、同日付で国民年金と厚生年金の資格取得届が提出されていたにもかかわらず、国民年金資格取得取消届の提出の案内が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、説明時の資格記録の確認を徹底するよう周知しました。                   | 1名  | —    | 0              |
| 45   | 国民年金第3号被保険者該当届の誤り              | 確認・決定誤り | 佐賀       | 佐賀         | 2013年<br>3月18日 | 2016年<br>2月1日   | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届の審査の際に、65歳以上の配偶者の確認が漏れたため、非該当処理すべきところ誤って該当処理をしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。                   | 1名  | 未徴収  | 165,320        |
| 46   |                                |         | 山形       | 寒河江        | 2016年<br>1月18日 | 2016年<br>4月14日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者第3号該当届を誤って処理済みとして事務センターへ送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行いました。<br>●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。                                      | 1事業所<br>1名  | —    | 0              |
| 47   |                                |         | 大阪       | 大阪広域事務センター | 2016年<br>3月13日 | 2016年<br>6月13日  | ○事務センターから連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届の審査の際に、65歳以上の配偶者の確認が漏れたため、誤って該当処理をしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、国民年金第3号被保険者資格非該当通知書を送付しました。<br>●担当部署において、届書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | —    | 0              |
| 48   |                                |         | 福岡       | 南福岡        | 2016年<br>5月9日  | 2016年<br>6月24日  | ○事業所から問合せがあり、国民年金被保険者第3号該当届を処理する際に、該当年月日を誤ったため、納付済みの保険料が還付されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。<br>●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。             | 1名  | 誤還付  | 695,580        |
| 49   |                                |         | 未処理・処理遅延 | 神奈川        | 横浜南            | 2013年<br>8月頃    | 2016年<br>8月8日  | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金第3号被保険者該当届が処理済みとして保管され、処理が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名   | —              |
| 50   | 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川      | 横浜西        | 1996年<br>8月20日 | 2015年<br>11月25日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書を処理する際に、資格喪失年月日を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。                                  | 1名  | —    | 0              |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分       | 都道府県 | 事務所名                | 発生日月            | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲         | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|------------------|------------|------|---------------------|-----------------|----------------|--|--------------|------|----------------|
| 51   | 国民年金資格喪失届の誤り     | 確認・決定誤り    | 千葉   | 千葉                  | 2015年<br>1月頃    | 2015年<br>7月1日  | ○お客様から問合せがあり、市役所において国民健康保険のみ喪失するお客様について、誤って国民年金資格喪失届が進達されたため、事務センターで国民年金の資格喪失処理及び保険料還付を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。<br>●市役所に対して、正しい窓口対応及び送付書類の確認の徹底を依頼しました。 | 1名           | その他  | 77,610         |
| 52   |                  |            | 福島   | 会津若松                | 2015年<br>7月頃    | 2016年<br>1月4日  | ○担当部署で確認していたところ、市役所から進達された国民年金資格喪失届の資格喪失年月日が誤っており、納付済みの国民年金保険料が還付されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料を返納していただきました。<br>●市役所に対して、処理時の確認の徹底を依頼しました。   | 1名           | 誤還付  | 1,020          |
| 53   | 国民年金被保険者住所変更届の誤り | 確認・決定誤り    | 宮城   | 仙台広域<br>事務センター      | 2015年<br>10月14日 | 2015年<br>12月4日 | ○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金住所変更届を作成する際に、別人のお客様の基礎年金番号を記載したため、別人の記録で住所変更処理が行われていたことが判明しました。<br>●市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●市役所から、窓口受付時に本人確認を徹底すると報告がありました。   | 1名           | -    | 0              |
| 54   | 国民年金適用関係の誤り      | 確認・決定誤り    | 兵庫   | 東灘                  | 2016年<br>3月7日   | 2016年<br>5月17日 | ○お客様から問合せがあり、記載漏れがあった届書を委託社会保険労務士がお客様に確認せずに補正していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。   | 1名           | -    | 0              |
| 55   |                  | 通知書等の作成誤り  | 福井   | 事務センター              | 2016年<br>5月13日  | 2016年<br>5月16日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書を送付する際に、納付書は別途送付すると記載すべきところ、誤って納付書を同封すると記載していたことが判明しました。<br>●担当部署からお詫びの文書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。   | 188名         | -    | 0              |
| 56   |                  |            | 本部   | 機構本部<br>(基幹システム開発部) | 2016年<br>5月26日  | 2016年<br>6月3日  | ○共済年金の加入期間を整備した際に、引き抜き処理を誤り、届出の必要がないお客様へ第3号被保険者該当勸奨状を送付していたことが判明しました。<br>●担当部署からお詫びの文書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。   | 91名          | -    | 0              |
| 57   | 年金記録の訂正誤り        | 確認・決定誤り    | 滋賀   | 彦根                  | 2007年<br>10月24日 | 2016年<br>4月15日 | ○お客様から問合せがあり、別人の年金記録を誤って統合していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料を返納していただきました。<br>●担当部署において、記録統合の際の本人確認を徹底するよう周知しました。   | 2名           | 誤還付  | 133,000        |
| 58   | 年金記録の訂正誤り        | 記録訂正誤り     | 北海道  | 北見                  | 2013年<br>7月5日   | 2016年<br>4月4日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理をする際に、別人の基礎年金番号で処理していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、国民年金の資格取得処理の際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。  | 2名           | 未徴収  | 540,940        |
| 59   | 国民年金適用関係届書等の所在不明 | 受理後の書類管理誤り | 宮城   | 仙台広域<br>事務センター      | 2015年<br>11月5日  | 2016年<br>1月27日 | ○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金第3号被保険者該当届の所在が不明となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書を改めて提出していただき処理を行いました。<br>●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。   | 17事業所<br>25名 | -    | 0              |

#### 4. 国民年金徴収関係

| 整理番号 | 件名                      | 誤り区分      | 都道府県   | 事務所名           | 発生日月            | 判明年月日   | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分  | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-------------------------|-----------|--------|----------------|-----------------|---|--|------|-------|----------------|
| 60   | 国民年金保険料納付書の誤り           | 確認・決定誤り   | 京都     | 京都西            | 2015年<br>4月13日  | 2015年<br>5月19日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の前納納付書の作成依頼があった際に定額納付書を作成したため、お客様が定額保険料で納付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料額との差額を還付しました。<br>●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。    | 1名   | 過徴収   | 300            |
| 61   |                         |           | 宮城     | 大河原            | 2015年<br>9月16日  | 2015年<br>10月1日  | ○お客様から問合せがあり、お客様が前納を希望していたにもかかわらず町役場から前納希望の連絡が漏れていたため、前納ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。<br>●町役場から、年金事務所への連絡漏れがないよう徹底する旨の報告がありました。       | 1名   | 過徴収   | 310            |
| 62   |                         | 通知書等の作成誤り | 富山     | 魚津             | 2014年<br>5月7日   | 2014年<br>9月2日   | ○お客様から問合せがあり、付加保険料の納付を希望されていたお客様に対し、誤って付加保険料なしの納付書を作成したため、付加保険料の前納ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上、遡って前納をすることができないことを説明しました。<br>●担当部署において、納付書を作成する際は付加保険料の有無の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過徴収   | 10             |
| 63   | 国民年金付加保険料納付申出書の誤り       | 説明誤り      | 滋賀     | 大津             | 2016年<br>3月10日  | 2016年<br>4月12日  | ○お客様から問合せがあり、市役所で国民年金加入手続きの際、国民年金付加保険料の案内を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●市役所からお客様への説明事項の確認を徹底すると報告がありました。                               | 1名   | 未徴収   | 400            |
| 64   | 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り | 確認・決定誤り   | 東京     | 品川             | 2016年<br>4月27日  | 2016年<br>5月2日   | ○お客様から問合せがあり、国外在住の任意加入者の国内協力者へ送付する国民年金保険料口座振替額通知書を、口座振替日までに送付していなかったことが判明しました。<br>●担当部署からお詫びの文書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。                                      | 99名  | —     | 0              |
| 65   |                         | 入力誤り      | 福島     | 東北福島           | 2015年<br>12月24日 | 2016年<br>2月12日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を納付書で納付いただきました。<br>●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。           | 1名   | —     | 0              |
| 66   |                         | 東京        | 事務センター | 2016年<br>1月12日 | 2016年<br>7月6日   | ○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、委託業者が口座名義人氏名の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。納付書で納付いただきました。<br>●委託業者に対し、処理後の確認を徹底するよう指導しました。 | 1名   | 過徴収  | 2,190 |                |
| 67   |                         | 説明誤り      | 東京     | 立川             | 2016年<br>4月21日  | 2016年<br>5月13日  | ○お客様から問合せがあり、口座振替で2年前納を申出されているお客様に、納付書での納付を案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。重複納付となった保険料を還付しました。<br>●担当部署において、説明の際には口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。                               | 1名   | 過徴収   | 377,310        |
| 68   | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り    | 確認・決定誤り   | 宮崎     | 宮崎             | 1970年<br>2月10日  | 2015年<br>9月30日  | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、任意加入期間となる期間について、強制加入期間として誤って免除承認していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。<br>●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。          | 1名   | 過払い   | 5,656          |

| 整理番号 | 件名                   | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 69   | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り | 確認・決定誤り | 徳島   | 事務センター | 2016年<br>3月7日   | 2016年<br>5月16日  | ○担当部署で確認していたところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書に添付された所得証明書の年度誤りの確認がもれ、承認が誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい承認通知書を送付しました。<br>●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。                                | 1名   | —    | 0              |
| 70   |                      |         | 長野   | 事務センター | 2015年<br>7月10日  | 2016年<br>6月20日  | ○お客様から問合せがあり、市役所の所得証明書添付誤りにより国民年金保険料免除・納付猶予申請書を承認処理し、その後正しい所得証明により免除を取消しましたが、お客様への連絡が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お詫びの文書と免除却下通知書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。      | 1名   | —    | 0              |
| 71   |                      | 説明誤り    | 静岡   | 沼津     | 2014年<br>4月23日  | 2016年<br>3月30日  | ○お客様から問合せがあり、市役所で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付した際に、申請書の審査に必要な所得申告の案内が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遡って免除申請できない期間について、特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●市役所に対して、届書受付時の確認の徹底を依頼しました。                     | 2名   | —    | 0              |
| 72   | 国民年金保険料追納申込書の誤り      | 確認・決定誤り | 奈良   | 奈良     | 2012年<br>11月30日 | 2012年<br>12月4日  | ○担当部署で届書の処理状況を確認していたところ、受理した国民年金保険料追納申込書を追納期限までに処理を行わなかったため、一部の期間が追納できなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、追納保険料を領収しました。<br>●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。                          | 1名   | 未徴収  | 14,940         |
| 73   |                      |         | 秋田   | 鷹巣     | 2013年<br>11月22日 | 2015年<br>10月16日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納納付書を作成する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。古いものから追納したものとして記録を訂正しました。<br>●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。                     | 1名   | —    | 0              |
| 74   |                      | 入力誤り    | 神奈川  | 相模原    | 2014年<br>3月25日  | 2014年<br>6月4日   | ○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。古いものから追納したものとして記録を訂正し、差額を還付しました。<br>●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。           | 1名   | 過徴収  | 12,820         |
| 75   | 国民年金後納保険料納付申込書の誤り    | 確認・決定誤り | 東京   | 品川     | 2015年<br>8月25日  | 2015年<br>8月27日  | ○お客様から問合せがあり、合算対象期間の算入を誤り、国民年金後納保険料申込書を承認していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった後納保険料を還付しました。<br>●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。                       | 1名   | 過徴収  | 104,160        |
| 76   |                      |         | 大阪   | 東大阪    | 2015年<br>9月30日  | 2015年<br>10月8日  | ○担当部署で受理した国民年金任意加入申出書を確認していたところ、受給権が発生しないお客様に誤って国民年金後納保険料申込書を承認していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった後納保険料を還付しました。<br>●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過徴収  | 178,810        |

| 整理番号 | 件名                  | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名            | 発生日月           | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------------------|---------|------|-----------------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 77   | 国民年金後納保険料納付申込書の誤り   | 確認・決定誤り | 本部   | 機構本部<br>(国民年金部) | 2016年<br>2月22日 | 2016年<br>2月24日  | ○機構本部で確認を行ったところ、お客様から提出のあった国民年金後納保険料申込書について、老齢基礎年金が満額となっているなどにより後納保険料を納付することができないにもかかわらず、本部の指示が徹底されていなかったため、年金事務所で後納保険料の納付を認めているものがあることが判明しました。<br>●各年金事務所で、お客様にお詫びの上、納付された後納保険料を還付しました。<br>●各年金事務所に対し、後納保険料納付申込書を処理する際は、受給権の有無及び納付月数の確認を徹底するよう周知しました。 | 18名  | 過徴収  | 1,162,660      |
| 78   |                     |         | 福岡   | 東福岡             | 2012年<br>8月27日 | 2016年<br>7月14日  | ○お客様から問合せがあり、老齢年金の受給権を有するため後納制度を利用できないお客様に、国民年金後納保険料申込書を承認していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過徴収となった後納保険料を還付しました。<br>●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | 過徴収  | 89,640         |
| 79   |                     | 説明誤り    | 山形   | 米沢              | 2015年<br>9月28日 | 2015年<br>10月2日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料申込書について説明した際に、合算対象期間等の確認不足により、5年後納で受給権を満たすと誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●担当部署において、合算対象期間や年金記録の確認方法について周知徹底しました。   | 1名   | 未徴収  | 918,420        |
| 80   |                     |         | 大阪   | 天王寺             | 2014年<br>8月1日  | 2015年<br>10月8日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料申込書について説明した際に、申込ができる期間を誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申込期限経過により納付できない期間について特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●担当部署において、後納制度の説明時の注意点等について周知徹底しました。   | 1名   | 未徴収  | 928,390        |
| 81   |                     |         | 大阪   | 淀川              | 2015年<br>9月16日 | 2015年<br>12月15日 | ○お客様から問合せがあり、任意加入中のお客様に誤って法定免除に該当すると説明し、後納制度の案内が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付しました。<br>●担当部署において、加入期間に応じた正しい説明を徹底するよう周知しました。  | 1名   | 未徴収  | 569,920        |
| 82   |                     |         | 福岡   | 東福岡             | 2015年<br>10月1日 | 2016年<br>6月22日  | ○お客様から問合せがあり、市役所で後納保険料の納付期限の説明が漏れていたことが判明しました。<br>●市役所の担当者がお客様にお詫びの上、遡って納付をすることができないことを説明しました。<br>●市役所から、お客様への説明事項の確認を徹底すると報告がありました。   | 1名   | 未徴収  | 15,520         |
| 83   | 国民年金保険料口座振替辞退申出書の誤り | 確認・決定誤り | 滋賀   | 草津              | 2016年<br>4月6日  | 2016年<br>5月11日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者に非該当の見込みとなり、提出していた国民年金保険料口座振替辞退申出書を返戻しましたが、誤って金融機関へ緊急停止を依頼していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。<br>●担当部署において、緊急停止依頼を行う際の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | -    | 0              |
| 84   | 国民年金保険料還付請求書の誤り     | 確認・決定誤り | 福井   | 事務センター          | 2016年<br>3月30日 | 2016年<br>5月2日   | ○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料還付請求書の処理の際に金融機関・支店コードを誤ったため、振込不能になっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込処理を行いました。<br>●委託業者から、金融機関・支店コードの確認を徹底するとの報告がありました。   | 2名   | 未払い  | 21,790         |

| 整理番号 | 件名                   | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名                  | 発生日月           | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------------|---------|------|-----------------------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 85   | 国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り | 確認・決定誤り | 大阪   | 玉出                    | 2005年<br>5月19日 | 2015年<br>12月28日 | ○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金保険料免除理由該当届を処理した際に、免除事由発生日以降に納付された保険料は還付すべきところ、そのまま納付記録としていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付済の保険料を還付しました。<br>●担当部署において、法定免除を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過徴収  | 53,200         |
| 86   |                      |         | 香川   | 高松東                   | 2003年<br>7月7日  | 2016年<br>4月21日  | ○事務センターから連絡があり、障害基礎年金が3級該当になり引き続き法定免除該当となるお客様の国民年金保険料免除理由消滅届を誤って処理していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。<br>●担当部署において、法定免除を審査する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。                   | 1名   | 過徴収  | 1,454,120      |
| 87   |                      |         | 福島   | 事務センター                | 2010年<br>9月13日 | 2016年<br>5月23日  | ○年金請求時に年金記録を確認していたところ、法定免除にならない障害厚生年金3級の受給者の国民年金保険料が法定免除になっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。<br>●担当部署において、法定免除を受理する際は障害等級の確認を徹底するよう周知しました。                           | 1名   | 未徴収  | 676,380        |
| 88   | 国民年金保険料領収済通知書の誤り     | 確認・決定誤り | 宮城   | 仙台広域<br>事務センター        | 2015年<br>11月9日 | 2015年<br>11月17日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、納付記録に反映していないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、エラーリストが配信された際はエラー原因と納付記録の確認を徹底するよう周知しました。               | 68名  | —    | 0              |
| 89   |                      |         | 大阪   | 大阪広域<br>事務センター        | 2016年<br>3月29日 | 2016年<br>7月5日   | ○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料の領収済通知書を処理した際に、委託業者が配信されたエラーリストの確認を漏らしたため、納付記録に反映していないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、エラーリストが配信された際はエラー原因と納付記録の確認を徹底するよう周知しました。            | 1名   | —    | 0              |
| 90   | 特定付加保険料納付書の誤り        | 確認・決定誤り | 本部   | 機構本部<br>(事業推進<br>統括部) | 2016年<br>5月9日  | 2016年<br>5月12日  | ○お客様から問合せがあり、国民年金特定付加保険料納付書について納付期限内に送付されていなかったため、納付できなかったことが判明しました。<br>●担当部署より、お客様にお詫びの文書及び納付期限を訂正した納付書を送付しました。<br>●担当部署において、納付書等の送付にかかる進捗管理を徹底するよう周知しました。                                  | 156名 | 未徴収  | 62,400         |
| 91   | 国民年金徴収関係の誤り          | 確認・決定誤り | 千葉   | 船橋                    | 2014年<br>4月22日 | 2014年<br>4月23日  | ○担当部署で領収した保険料を確認していたところ、65歳に到達する任意加入被保険者の前納保険料の付加保険料を誤って領収していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった付加保険料を還付しました。<br>●担当部署において、前納保険料を領収する際の確認を徹底するよう周知しました。                      | 3名   | 過徴収  | 30             |
| 92   |                      |         | 神奈川県 | 横浜南                   | 2016年<br>3月23日 | 2016年<br>3月23日  | ○担当部署で確認したところ、お客様へ送付した文書の氏名が誤っていたことが判明しました。<br>●担当部署からお詫びの文書と正しい文書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名   | —    | 0              |
| 93   |                      |         | 京都府  | 京都西                   | 2016年<br>1月27日 | 2016年<br>4月19日  | ○事務センターから連絡があり、免除の対象にならない任意加入中のお客様に免除の勧奨文書を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、文書送付時の対象者確認を徹底するよう周知しました。  | 5名   | —    | 0              |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分      | 都道府県 | 事務所名           | 発生日月           | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-----------------|-----------|------|----------------|----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 94   | 国民年金徴収関係の誤り     | 通知書等の作成誤り | 東京   | 世田谷            | 2016年<br>7月11日 | 2016年<br>7月12日 | ○お客様から問合せがあり、催告状の対象者選定を誤り、未納がないお客様へ送付していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。   | 35名  | —    | 0              |
| 95   |                 | 説明誤り      | 広島   | 広島南            | 2016年<br>5月頃   | 2016年<br>6月13日 | ○お客様から問合せがあり、第3号被保険者に該当し、口座振替の停止を希望するお客様に対して、入力期日後のため金融機関へ相談するよう案内すべきところ、説明が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。口座振替した保険料を還付しました。<br>●担当部署において、お客様への説明時に処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。    | 1名   | 過徴収  | 16,260         |
| 96   | 国民年金徴収関係届書等の未処理 | 未処理・処理遅延  | 大阪   | 玉出             | 2005年<br>7月頃   | 2015年<br>8月13日 | ○市役所から連絡があり、国民年金保険料免除理由消滅届の処理が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。時効により納付できない期間について特定事由等該当届書を受付しました。<br>●担当部署において、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう周知しました。  | 2名   | 未徴収  | 177,420        |
| 97   |                 |           | 東京   | 世田谷            | 2015年<br>2月23日 | 2015年<br>8月11日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理済届書として保管し、処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付期限経過により納付できない期間について特定事由等該当届書を受付しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。                 | 1名   | 未徴収  | 88,660         |
| 98   |                 |           | 岡山   | 岡山広域<br>事務センター | 2015年<br>6月22日 | 2016年<br>4月22日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入届書と同時に提出した国民年金口座振替届書が処理済みとして保管され、処理が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名   | —    | 0              |

5. 年金給付関係

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名 | 発生日月            | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲   | 影響区分   | 影響金額<br>(単位:円) |        |   |
|------|---------------|---------|------|------|-----------------|----------------|--|--|--|----------------|--------|---|
| 99   | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 岐阜   | 岐阜北  | 1987年<br>6月20日  | 2014年<br>4月24日 | ○機構本部から連絡があり、旧令共済組合期間の判明に伴い期間の追加及び受給権発生日月の訂正を行うべきところ、受給権発生日月の訂正を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給権発生日月訂正の確認を徹底するよう周知しました。               | 1名   | 未払い  | 48,680         |        |   |
| 100  |               |         | 秋田   | 鷹巣   | 1993年<br>2月20日  | 2014年<br>7月31日 | ○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により老齢年金の受給権発生日月を誤っていたこと、及び加入可能期間を超過した厚生年金の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 5,907          |        |   |
| 101  |               |         | 茨城   | 水戸北  | 1975年<br>5月頃    | 2015年<br>5月28日 | ○年金記録の確認を行っていたところ、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                               | 1名   | 未払い  | 4,443          |        |   |
| 102  |               |         | 神奈川  | 横浜中  | 2009年<br>8月16日  | 2015年<br>10月9日 | ○機構本部から連絡があり、登録原票記載事項証明書の生年月日の確認不足により、老齢年金の受給権発生日月を誤って決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。                                  | 1名   | 未払い  | 165,526        |        |   |
| 103  |               |         | 北海道  | 室蘭   | 2002年<br>12月19日 | 2016年<br>3月22日 | ○年金記録の確認を行っていたところ、国民年金第3号被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。   | 1名   | 過払い  | 37,488         |        |   |
| 104  |               |         |      |      | 2004年<br>7月22日  | 2016年<br>3月24日 |  | 1名   | 過払い  | 36,643         |        |   |
| 105  |               |         |      |      | 2003年<br>9月29日  | 2016年<br>3月24日 |  | 1名   | —  | 0              |        |   |
| 106  |               |         | 徳島   | 徳島北  | 2016年<br>4月19日  | 2016年<br>4月21日 | ○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時にお客様に必要なない制度共通氏名索引照会回答票を誤ってお渡ししていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤ってお渡しした回答票を回収しました。<br>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。   | 1名   | —  | 0              |        |   |
| 107  |               |         | 和歌山  | 説明誤り | 宮城              | 仙台南            | 2015年<br>1月28日   | 2015年<br>2月12日   | ○老齢年金請求時の相談の際に、受給要件の確認不足により、本来請求できない通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名             | —      | 0 |
| 108  |               |         |      |      | 事務センター          | 2015年<br>9月11日 | 2015年<br>11月25日  | ○機構本部から連絡があり、年金相談時に国民年金老齢基礎年金加算開始事由該当届に添付が必要な所得証明書の年度を誤って説明したため、お客様に正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい証明書をお預かりし処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金請求時に必要な添付書類の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い            | 33,666 |   |

| 整理番号 | 件名                | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲  | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-------------------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|---|---|------|----------------|
| 109  | 老齢年金の受給要件等の誤り     | 説明誤り    | 福岡   | 大牟田    | 2013年<br>3月8日   | 2016年<br>3月4日   | ○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金の長期加入者特例を受けるために、追加して厚生年金保険に加入する必要のある月数を誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、長期特例相談時の被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名  | -    | 0              |
| 110  | 老齢年金の第四種被保険者期間の誤り | 確認・決定誤り | 東京   | 葛飾     | 1993年<br>8月29日  | 2013年<br>2月1日   | ○事務センターから連絡があり、老齢年金の加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め、老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                              | 1名  | 過払い  | 573,139        |
| 111  |                   |         | 宮城   | 仙台南    | 2000年<br>2月7日   | 2015年<br>2月26日  | ○事務センターから連絡があり、老齢年金及び障害年金の加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                             | 1名  | 過徴収  | 69,631         |
| 112  | 老齢年金の戦時加算の誤り      | 確認・決定誤り | 宮城   | 仙台東    | 1969年<br>7月1日   | 2014年<br>9月26日  | ○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。   | 1名  | 未払い  | 178,471        |
| 113  |                   |         | 広島   | 福山     | 1972年<br>9月1日   | 2014年<br>10月8日  |   | 1名  | 未払い  | 57,494         |
| 114  |                   |         | 兵庫   | 須磨     | 2013年<br>10月11日 | 2013年<br>10月11日 |   | 1名  | 未払い  | 1,085,055      |
| 115  |                   |         | 福島   | 事務センター | 1987年<br>11月19日 | 2014年<br>8月1日   |   | 1名  | 未払い  | 1,758,206      |
| 116  |                   |         | 宮城   | 仙台東    | 1978年<br>12月1日  | 2014年<br>8月12日  |   | 1名  | 未払い  | 379,609        |
| 117  |                   |         | 福島   | 平      | 1967年<br>6月頃    | 2015年<br>6月15日  |   | 1名  | 未払い  | 128,974        |
| 118  |                   |         | 山口   | 山口     | 1964年<br>10月31日 | 2014年<br>8月8日   |   | ○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 2名   | 未払い            |
| 119  | 老齢年金の共済組合期間の誤り    | 確認・決定誤り | 秋田   | 鷹巣     | 1987年<br>3月頃    | 2014年<br>6月12日  | ○遺族年金の請求時の記録確認又は機構本部や事務センターから連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 未払い  | 61,586         |
| 120  |                   |         | 宮城   | 大河原    | 1990年<br>5月31日  | 2014年<br>8月8日   |   | 1名  | 未払い  | 15,043         |
| 121  |                   |         | 福島   | 平      | 1992年<br>10月15日 | 2014年<br>9月18日  |   | 1名  | 過払い  | 10,516         |
| 122  |                   |         | 東京   | 北      | 2005年<br>10月27日 | 2014年<br>10月17日 |   | 1名  | 過払い  | 1,892,244      |

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分    | 都道府県           | 事務所名            | 発生年月日           | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 123  | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 確認・決定誤り | 東京             | 目黒              | 1993年<br>6月頃    | 2014年<br>10月17日 | ○遺族年金の請求時の記録確認又は機構本部や事務センターから連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 7,685,804      |
| 124  |                |         | 山口             | 萩               | 2006年<br>12月頃   | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 1,924,173      |
| 125  |                |         | 山形             | 鶴岡              | 2010年<br>7月15日  | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 3,917,541      |
| 126  |                |         | 東京             | 新宿              | 2006年<br>2月2日   | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 6,833          |
| 127  |                |         | 山形             | 新庄              | 2007年<br>3月頃    | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 5,264          |
| 128  |                |         | 東京             | 世田谷             | 2008年<br>5月24日  | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 8,006          |
| 129  |                |         | 埼玉             | 大宮              | 2008年<br>7月17日  | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 2,796          |
| 130  |                |         | 埼玉             | 大宮              | 2009年<br>10月1日  | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 5,420          |
| 131  |                |         | 京都             | 中京              | 2009年<br>3月5日   | 2014年<br>10月17日 |   | 1名   | 過払い  | 8,144          |
| 132  |                |         | 愛知             | 大曾根             | 2007年<br>11月29日 | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 7,992          |
| 133  |                |         | 京都             | 下京              | 2005年<br>3月10日  | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 1,651,538      |
| 134  |                |         | 岐阜             | 美濃加茂            | 2006年<br>8月31日  | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 924,383        |
| 135  |                |         | 茨城             | 日立              | 2003年<br>11月1日  | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 2,080,995      |
| 136  |                |         | 鹿児島            | 鹿屋              | 2007年<br>8月4日   | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 1,897,076      |
| 137  |                |         | 和歌山            | 和歌山東            | 2002年<br>6月6日   | 2014年<br>10月20日 |   | 1名   | 過払い  | 1,788,351      |
| 138  |                |         | 沖縄             | 名護              | 2005年<br>3月18日  | 2014年<br>10月21日 |   | 1名   | 過払い  | 2,472,938      |
| 139  |                |         | 三重             | 津               | 2003年<br>12月25日 | 2014年<br>10月21日 |   | 1名   | 過払い  | 1,251,482      |
| 140  |                |         | 岐阜             | 多治見             | 2005年<br>5月頃    | 2014年<br>10月21日 |   | 1名   | 過払い  | 7,421          |
| 141  | 神奈川            | 厚木      | 2003年<br>1月31日 | 2014年<br>10月28日 | 1名              | 過払い             | 8,289   |      |      |                |

| 整理番号 | 件名             | 誤り区分                | 都道府県       | 事務所名            | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲  | 影響区分  | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|----------------|---------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|---|---|----------------|
| 142  | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 確認・決定誤り             | 神奈川        | 厚木              | 2007年<br>6月30日  | 2014年<br>10月28日 | ○遺族年金の請求時の記録確認又は機構本部や事務センターから連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 過払い   | 8,346          |
| 143  |                |                     | 三重         | 伊勢              | 2012年<br>8月9日   | 2014年<br>12月12日 |   | 1名  | 過払い   | 4,131          |
| 144  |                |                     | 京都         | 京都西             | 2010年<br>6月頃    | 2015年<br>8月5日   |   | 1名  | 過払い   | 412,533        |
| 145  |                |                     | 富山         | 砺波              | 1995年<br>7月20日  | 2015年<br>9月9日   |   | 1名  | 未払い   | 32,978         |
| 146  |                |                     | 東京         | 足立              | 2009年<br>9月17日  | 2015年<br>10月21日 |   | 1名  | 過払い   | 892,148        |
| 147  |                |                     | 福岡         | 大牟田             | 1989年<br>8月20日  | 2014年<br>10月22日 |   | 1名  | 未払い   | 6,183,416      |
| 148  |                | 和歌山                 | 事務センター     | 2015年<br>10月22日 | 2016年<br>2月12日  | 1名              | —   | 0   |   |                |
| 149  |                | 大阪                  | 大阪広域事務センター | 2016年<br>2月2日   | 2016年<br>4月12日  | 1名              | —   | 0   |   |                |
| 150  |                | 受付時の書類管理誤り          | 福岡         | 福岡広域事務センター      | 2015年<br>10月13日 | 2016年<br>1月13日  | 1名  | 未払い   | 4,622   |                |
| 151  |                | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り    | 島根              | 松江              | 2004年<br>4月21日  | 2015年<br>7月24日  | ○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 過払い            |
| 152  | 大阪             |                     |            | 大阪広域事務センター      | 2014年<br>5月22日  | 2014年<br>9月26日  | 1名  |   | 未払い   | 435,000        |
| 153  | 広島             |                     |            | 福山              | 1986年<br>12月20日 | 2014年<br>9月2日   | 1名  |   | 未払い   | 40,309         |
| 154  | 栃木             |                     |            | 栃木              | 1987年<br>2月26日  | 2015年<br>6月26日  | 1名  |   | 未払い   | 1,466          |
| 155  | 神奈川            |                     |            | 横浜西             | 1986年<br>5月1日   | 2015年<br>3月4日   | 1名  |   | 未払い   | 2,606,188      |
| 156  | 島根             |                     |            | 松江              | 1986年<br>9月21日  | 2015年<br>4月15日  | 1名  |   | 未払い   | 1,574,588      |
|      |                |                     |            |                 |                 |                 |   |   | ○機構本部から連絡があり、昭和61年法律改正により65歳以上の厚生年金保険の資格を喪失することになったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 |                |

| 整理番号 | 件名                  | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名           | 発生日月日           | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------------------|---------|------|----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 157  | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 宮城   | 石巻             | 1987年<br>7月23日  | 2014年<br>10月16日 | ○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録の一部の期間の被保険者種別を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。   | 1名   | 未払い  | 77,627         |
| 158  |                     |         | 神奈川  | 横浜南            | 2004年<br>10月1日  | 2015年<br>1月14日  | ○年金相談時に年金記録を確認したところ、基金記録が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、今回の事象を周知し、年金裁定時の年金記録確認を徹底するよう周知しました。             | 1名   | 未払い  | 3,958,010      |
| 159  |                     |         | 山形   | 鶴岡             | 1986年<br>2月26日  | 2015年<br>1月27日  | ○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と共済組合の加入期間が重複しているにも関わらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。                | 1名   | 過払い  | 2,003          |
| 160  |                     |         | 山形   | 鶴岡             | 1982年<br>5月26日  | 2015年<br>11月19日 | ○年金相談時に、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにも関わらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。                          | 1名   | 過払い  | 35,544         |
| 161  | 老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り     | 確認・決定誤り | 宮城   | 仙台広域<br>事務センター | 2015年<br>7月1日   | 2015年<br>8月19日  | ○お客様から問合せがあり、老齢年金の決定時に受付日の登録を誤ったことから、66歳からの繰下げ請求を希望していたにも関わらず、お客様が希望する繰下げ請求月からの年金が支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰下げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 186,457        |
| 162  |                     |         | 福井   | 武生             | 2015年<br>7月14日  | 2015年<br>10月22日 | ○お客様から問合せがあり、66歳からの老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していたにも関わらず、誤って66歳2カ月からの繰下げ請求による老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰下げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。              | 1名   | 未払い  | 92,725         |
| 163  |                     |         | 和歌山  | 事務センター         | 2015年<br>10月15日 | 2015年<br>12月4日  | ○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金決定時の確認不足により、お客様の希望しない65歳から老齢厚生年金が支給されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、繰下げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。                                    | 1名   | 過払い  | 48,690         |
| 164  |                     |         | 秋田   | 秋田             | 2015年<br>12月15日 | 2015年<br>12月28日 | ○お客様から問合せがあり、繰り上げ請求書の処理時の確認不足により、お客様の希望された時期からの繰り上げ請求の年金が決定されていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、繰り上げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 96,734         |

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分    | 都道府県   | 事務所名            | 発生日月            | 判明年月日   | 事象・対応  | 影響範囲   | 影響区分    | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------------|---------|--------|-----------------|-----------------|---|--|--|---------|----------------|
| 165  | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 宮城     | 仙台東             | 2001年<br>8月16日  | 2014年<br>5月30日  | ○事務センターから連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。                                     | 1名   | 未払い     | 549,374        |
| 166  |               |         | 宮城     | 仙台東             | 2001年<br>8月2日   | 2014年<br>8月12日  |  | 1名   | 未払い     | 338,750        |
| 167  |               |         | 福岡     | 大牟田             | 1998年<br>10月29日 | 2015年<br>8月24日  |  | 1名   | 未払い     | 402,433        |
| 168  |               |         | 神奈川    | 横浜西             | 1994年<br>11月8日  | 2015年<br>10月20日   |  | 1名   | 未払い     | 1,406,716      |
| 169  |               |         | 宮城     | 仙台東             | 2008年<br>5月22日  | 2015年<br>11月27日   |  | 1名   | 未払い     | 26,481         |
| 170  |               |         | 宮城     | 仙台東             | 2000年<br>9月14日  | 2014年<br>4月8日   |  | ○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名      | 未払い            |
| 171  |               | 宮城      | 仙台東    | 2000年<br>11月30日 | 2014年<br>8月19日  | ○機構本部から連絡があり、船員保険記録を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | 未払い  | 722,040 |                |
| 172  |               | 埼玉      | 春日部    | 2004年<br>11月24日 | 2016年<br>1月18日  | ○他の年金事務所から連絡があり、厚生年金被保険者がお亡くなりになった際、妻及び子の遺族年金の決定を行うべきところ子の決定が漏れていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、今回の事象を周知し、支給停止事由の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。                          | 1名   | 未払い  | 365,497 |                |
| 173  |               | 高知      | 事務センター | 2016年<br>1月21日  | 2016年<br>3月24日  | ○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利な短期要件で決定するべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。                           | 1名   | 未払い  | 131,437 |                |
| 174  |               | 入力誤り    | 大阪     | 大阪広域<br>事務センター  | 2016年<br>2月18日  | 2016年<br>3月18日  | ○機構本部から連絡があり、委託業者が遺族年金請求書の入力を行う際、年金コードの入力を漏らしたため、正しい年金支給となっていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者に対して、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い     | 29,849         |
| 175  | 説明誤り          | 徳島      | 徳島南    | 2016年<br>1月4日   | 2016年<br>4月15日  | ○遺族年金の審査時に年金記録を確認したところ、年金相談時に年金記録の確認不足から、遺族厚生年金の受給資格がないにもかかわらず、年金の請求を案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | -  | 0       |                |
| 176  | 説明誤り          | 兵庫      | 西宮     | 2016年<br>4月15日  | 2016年<br>4月15日  | ○年金相談時に、母がお亡くなりになったため手続に来た子に遺族基礎年金の請求書を交付すべきところ遺族基礎・厚生年金の請求書を交付していたこと、及び生計を同じくする父がいるため、遺族基礎年金が支給停止となると説明すべきところ誤って支払されると説明していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認及び提出請求書の種類の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名   | -  | 0       |                |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分    | 都道府県            | 事務所名           | 発生日月  | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分    | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-----------------|---------|-----------------|----------------|---|-----------------|---|------|---------|----------------|
| 177  | 障害年金の受給要件等の誤り   | 確認・決定誤り | 長崎              | 長崎北            | 2016年<br>1月21日  | 2016年<br>7月13日  | ○お客様から不支給決定通知書が届いたと連絡があり、障害年金請求書の受付の際に、納付要件の確認不足により支給資格がないにもかかわらず請求書を受け付けていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、障害年金の相談の際には、支給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                | 1名   | —       | 0              |
| 178  |                 | 説明誤り    | 石川              | 金沢南            | 2016年<br>1月25日  | 2016年<br>3月16日  | ○市役所から問合せがあり、年金記録の確認不足により、老齢基礎年金を繰り上げて受給しているため、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、障害年金の相談の際には、支給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                     | 1名   | —       | 0              |
| 179  |                 |         | 愛知              | 一宮             | 2016年<br>2月10日  | 2016年<br>7月4日   | ○お客様から問合せがあり、労災の障害補償給付を受給していることの考慮漏れにより、本来支給ができない障害手当金の手続について案内していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、障害年金の相談の際には、障害手当金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。                                   | 1名   | —       | 0              |
| 180  | 年金の支払額や支払時期等の誤り | 確認・決定誤り | 熊本              | 八代             | 1979年<br>10月5日  | 2014年<br>11月4日  | ○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。    | 1名   | 未払い     | 701,327        |
| 181  |                 |         | 山形              | 鶴岡             | 1994年<br>1月頃  | 2015年<br>5月1日   |   | 1名   | 未払い     | 34,770         |
| 182  |                 |         | 神奈川             | 横浜西            | 1984年<br>10月2日  | 2015年<br>10月20日 |   | 1名   | 未払い     | 5,670          |
| 183  |                 |         | 神奈川             | 横浜南            | 1979年<br>5月頃  | 2015年<br>10月22日 |   | 1名   | 未払い     | 184,625        |
| 184  |                 |         | 大阪              | 玉出             | 1983年<br>10月1日  | 2016年<br>1月12日  |   | 1名   | 未払い     | 84,923         |
| 185  |                 |         | 大阪              | 大手前            | 1994年<br>2月20日  | 2014年<br>10月28日 | ○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、老齢年金の退職改定を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。             | 1名   | 未払い     | 6,986,069      |
| 186  |                 |         | 山形              | 新庄             | 2002年<br>12月8日  | 2015年<br>7月24日  | 1名  | 未払い  | 759,689 |                |
| 187  |                 |         | 福島              | 東北福島           | 1986年<br>8月20日  | 2015年<br>2月26日  | ○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金の退職改定をしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名   | 未払い     | 1,065,099      |
| 188  | 愛知              | 笠寺      | 2015年<br>10月21日 | 2016年<br>2月26日 | ○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の住所と年金記録の住所が相違していたが、請求書に誤って記載された住所で登録したため、お客様に年金証書が届いていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金証書をお渡ししました。<br>●担当部署において、請求書と年金記録が相違する場合はお客様への確認を徹底するよう周知しました。 | 1名              | —   | 0    |         |                |

| 整理番号 | 件名              | 誤り区分    | 都道府県           | 事務所名            | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|-----------------|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 189  | 年金の支払額や支払時期等の誤り | 確認・決定誤り | 本部             | 機構本部<br>(支払部)   | 2015年<br>4月9日   | 2016年<br>2月22日  | ○他の部署から連絡があり、雇用保険の支給状況情報の提供に伴う警告リストの確認不足により、加給年金の加算処理を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金と雇用保険との調整の際の加給年金の取扱いについて周知しました。                             | 1名   | 過払い  | 63,799         |
| 190  |                 |         |                |                 | 2012年<br>12月6日  | 2016年<br>3月11日  |   |      |      |                |
| 191  |                 | 入力誤り    | 大阪             | 大阪広域<br>事務センター  | 2015年<br>12月24日 | 2016年<br>1月27日  | ○お客様から連絡があり、委託業者が老齢年金請求書の処理時に、フリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。   | 1名   | 未払い  | 1,197,955      |
| 192  | 加給年金の誤り         | 確認・決定誤り | 宮城             | 仙台東             | 1994年<br>6月23日  | 2014年<br>9月2日   | ○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 437,806        |
| 193  |                 |         | 山形             | 山形              | 1992年<br>6月頃    | 2014年<br>10月29日 |   | 1名   | 未払い  | 412,833        |
| 194  |                 |         | 山形             | 山形              | 1995年<br>8月17日  | 2015年<br>1月29日  |   | 1名   | 未払い  | 496,995        |
| 195  |                 |         | 神奈川            | 相模原             | 2002年<br>7月18日  | 2015年<br>4月13日  |   | 1名   | 未払い  | 578,388        |
| 196  |                 |         | 山形             | 米沢              | 1989年<br>5月頃    | 2015年<br>6月26日  |   | 1名   | 未払い  | 423,866        |
| 197  |                 |         | 東京             | 葛飾              | 1987年<br>9月30日  | 2015年<br>12月28日 |   | 1名   | 未払い  | 39,018         |
| 198  |                 |         | 神奈川            | 平塚              | 1999年<br>8月12日  | 2016年<br>2月8日   |   | 1名   | 未払い  | 109,957        |
| 199  |                 |         | 熊本             | 八代              | 1991年<br>9月24日  | 2016年<br>3月2日   |   | 1名   | 未払い  | 1,025,190      |
| 200  |                 |         | 奈良             | 奈良              | 2006年<br>11月20日 | 2010年<br>2月25日  |   | 1名   | 過払い  | 1,540,624      |
| 201  |                 |         | 東京             | 目黒              | 2011年<br>12月頃   | 2015年<br>6月4日   |   | 1名   | 未払い  | 2,125,315      |
| 202  | 福島              | 会津若松    | 2007年<br>3月14日 | 2015年<br>10月30日 | 1名              | 未払い             | 3,323,329   |      |      |                |

| 整理番号 | 件名      | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生日月日           | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲  | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |   |
|------|---------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|---|---|------|----------------|---|
| 203  | 加給年金の誤り | 確認・決定誤り | 兵庫   | 明石     | 1987年<br>4月9日   | 2015年<br>12月4日  | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者が通算老齢年金の受給者であるため支給停止する必要のない加給年金を停止していたことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。                                   | 1名  | 未払い  | 6,330,141      |   |
| 204  |         |         | 福島   | 平      | 2012年<br>12月13日 | 2015年<br>12月28日 | ○年金相談時に、配偶者の厚生年金被保険者記録の確認不足により、加給年金が支給停止となるにも関わらず、必要な書類の案内を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金支給停止事由該当等をご提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。                  | 1名  | 過払い  | 1,200,984      |   |
| 205  |         |         | 三重   | 四日市    | 2015年<br>3月16日  | 2016年<br>4月13日  | ○お客様から問合せがあり、加給年金額不該当届と併せて提出された返納方法申出書により、年金の支払調整を10分の1とすべきところ、半額調整として処理したため、正しい年金が支払われていないことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、支払調整を行う際の調整額の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 未払い  | 90,333         |   |
| 206  |         |         | 説明誤り | 福井     | 福井              | 2016年<br>1月4日   | 2016年<br>2月15日  | ○年金相談時に、委託社会保険労務士が配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、加給年金が支給停止になるにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。  | 1名   | —              | 0 |
| 207  |         |         |      | 山形     | 山形              | 2016年<br>1月5日   | 2016年<br>1月25日  | ○お客様から問合せがあり、加給対象者の要件の確認不足から、加給年金の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、生計維持関係など加給年金対象者の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | —              | 0 |
| 208  | 振替加算の誤り | 確認・決定誤り | 宮城   | 仙台南    | 1997年<br>4月23日  | 2014年<br>7月4日   | ○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の受給権発生日月日で振替加算のみの老齢年金を決定すべきところ、誤った年金支給となっていたことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や受給権発生日月の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名  | —    | 0              |   |
| 209  |         |         | 宮城   | 古川     | 1993年<br>4月1日   | 2014年<br>9月5日   | ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。  | 1名  | 過払い  | 591,316        |   |
| 210  |         |         | 宮城   | 仙台南    | 1995年<br>6月頃    | 2014年<br>10月16日 | ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。   | 1名  | 未払い  | 1,010,397      |   |
| 211  |         |         | 福島   | 事務センター | 2013年<br>8月1日   | 2015年<br>5月25日  | ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名  | 過払い  | 153,867        |   |
| 212  |         |         | 福岡   | 中福岡    | 2008年<br>10月23日 | 2015年<br>6月15日  |   | 1名  | 未払い  | 825,067        |   |
| 213  |         |         | 東京   | 品川     | 2001年<br>3月10日  | 2015年<br>9月16日  |   | 1名  | 未払い  | 2,552,008      |   |
| 214  |         |         | 大阪   | 堺西     | 1996年<br>5月16日  | 2015年<br>9月30日  |   | 1名  | 未払い  | 3,968,499      |   |
| 215  |         |         | 大阪   | 守口     | 1994年<br>5月7日   | 2015年<br>10月27日 |   | 1名  | 未払い  | 4,451,056      |   |

| 整理番号 | 件名      | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲   | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |           |
|------|---------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|---|--|------|----------------|-----------|
| 216  | 振替加算の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉   | 川越     | 1990年<br>7月8日   | 2015年<br>10月28日 | ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 過払い  | 1,005,445      |           |
| 217  |         |         | 高知   | 事務センター | 2015年<br>9月17日  | 2015年<br>11月6日  |   | 1名   | 未払い  | 193,524        |           |
| 218  |         |         | 広島   | 三原     | 1997年<br>4月29日  | 2015年<br>12月1日  |   | 1名   | 未払い  | 206,181        |           |
| 219  |         |         | 東京   | 府中     | 2007年<br>10月18日 | 2015年<br>12月10日 |   | 1名   | 未払い  | 733,523        |           |
| 220  |         |         | 秋田   | 事務センター | 2012年<br>12月13日 | 2015年<br>12月14日 |   | 1名   | 過払い  | 296,065        |           |
| 221  |         |         | 宮崎   | 宮崎     | 2004年<br>12月2日  | 2016年<br>1月6日   |   | 1名   | 未払い  | 782,300        |           |
| 222  |         |         | 岡山   | 高梁     | 2004年<br>5月13日  | 2016年<br>1月7日   |   | 1名   | 未払い  | 1,800,217      |           |
| 223  |         |         | 大阪   | 吹田     | 1987年<br>6月1日   | 2016年<br>1月8日   |   | 1名   | 未払い  | 5,291,794      |           |
| 224  |         |         | 秋田   | 事務センター | 2013年<br>4月25日  | 2016年<br>2月2日   |   | 1名   | 過払い  | 254,356        |           |
| 225  |         |         | 山梨   | 竜王     | 1989年<br>10月5日  | 2016年<br>3月7日   |   | 1名   | 未払い  | 4,434,691      |           |
| 226  |         |         | 佐賀   | 武雄     | 1988年<br>12月31日 | 2016年<br>3月11日  |   | 1名   | 過払い  | 1,010,401      |           |
| 227  |         |         | 神奈川  | 高津     | 1991年<br>5月20日  | 2016年<br>3月23日  |   | 1名   | 未払い  | 5,632,579      |           |
| 228  |         |         | 山口   | 岩国     | 1993年<br>12月6日  | 2016年<br>5月20日  |   | 1名   | 過払い  | 914,934        |           |
| 229  |         |         | 福島   | 平      | 1996年<br>3月28日  | 2014年<br>8月26日  |   | ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い            | 3,465,772 |
| 230  |         |         | 大阪   | 貝塚     | 2003年<br>11月13日 | 2014年<br>9月18日  |   |  | 1名   | 未払い            | 1,373,952 |
| 231  |         |         | 宮城   | 古川     | 1987年<br>5月1日   | 2014年<br>12月25日 |   |  | 1名   | 未払い            | 5,180,715 |
| 232  |         |         | 宮城   | 仙台東    | 1995年<br>4月6日   | 2015年<br>4月7日   |   |  | 1名   | 未払い            | 5,289,951 |
| 233  |         |         | 神奈川  | 横浜西    | 1991年<br>6月18日  | 2015年<br>5月22日  |   |  | 1名   | 未払い            | 1,855,561 |
| 234  |         |         | 大阪   | 枚方     | 1982年<br>8月31日  | 2015年<br>5月27日  |   |  | 1名   | 未払い            | 3,122,397 |
| 235  |         |         | 大分   | 別府     | 2000年<br>5月頃    | 2015年<br>7月21日  |   |  | 1名   | 未払い            | 2,874,846 |

| 整理番号 | 件名      | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生日年月日          | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 236  | 振替加算の誤り | 確認・決定誤り | 山口   | 岩国     | 2009年<br>8月31日  | 2015年<br>10月1日  | ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。<br>●担当がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 704,649        |
| 237  |         |         | 宮城   | 古川     | 2003年<br>7月31日  | 2015年<br>10月13日 |   | 1名   | 未払い  | 1,591,727      |
| 238  |         |         | 鹿児島  | 川内     | 1993年<br>5月13日  | 2015年<br>11月18日 |   | 1名   | 未払い  | 4,222,402      |
| 239  |         |         | 三重   | 伊勢     | 1996年<br>10月20日 | 2015年<br>11月26日 |   | 1名   | 未払い  | 3,773,381      |
| 240  |         |         | 神奈川  | 平塚     | 1992年<br>5月8日   | 2015年<br>12月15日 |   | 1名   | 未払い  | 4,367,825      |
| 241  |         |         | 東京   | 杉並     | 1994年<br>6月2日   | 2015年<br>12月15日 |   | 1名   | 未払い  | 3,465,969      |
| 242  |         |         | 滋賀   | 事務センター | 1994年<br>5月2日   | 2015年<br>12月15日 |   | 1名   | 未払い  | 4,110,899      |
| 243  |         |         | 群馬   | 高崎     | 2001年<br>5月18日  | 2015年<br>12月21日 |   | 1名   | 未払い  | 1,639,600      |
| 244  |         |         | 高知   | 南国     | 2010年<br>2月25日  | 2015年<br>12月22日 |   | 1名   | 未払い  | 490,419        |
| 245  |         |         | 秋田   | 大曲     | 1993年<br>12月9日  | 2016年<br>1月12日  |   | 1名   | 未払い  | 3,199,536      |
| 246  |         |         | 山形   | 鶴岡     | 1993年<br>4月8日   | 2016年<br>1月12日  |   | 1名   | 未払い  | 3,887,331      |
| 247  |         |         | 山形   | 鶴岡     | 1988年<br>11月24日 | 2016年<br>1月14日  |   | 1名   | 未払い  | 5,322,685      |
| 248  |         |         | 神奈川  | 鶴見     | 1990年<br>6月28日  | 2016年<br>1月14日  |   | 2名   | 未払い  | 5,400,607      |
| 249  |         |         | 大阪   | 貝塚     | 2006年<br>4月1日   | 2016年<br>1月19日  |   | 1名   | 未払い  | 1,420,067      |
| 250  |         |         | 愛知   | 笠寺     | 1999年<br>3月25日  | 2016年<br>1月26日  |   | 1名   | 未払い  | 3,182,487      |
| 251  |         |         | 山形   | 新庄     | 1991年<br>7月頃    | 2016年<br>1月27日  |   | 1名   | 未払い  | 4,176,719      |
| 252  |         |         | 埼玉   | 春日部    | 2003年<br>2月9日   | 2016年<br>2月4日   |   | 1名   | 未払い  | 2,047,135      |
| 253  |         |         | 愛知   | 笠寺     | 1998年<br>3月19日  | 2016年<br>2月5日   |   | 1名   | 未払い  | 3,481,175      |
| 254  |         |         | 愛知   | 笠寺     | 1997年<br>4月9日   | 2016年<br>2月18日  |   | 1名   | 未払い  | 3,655,166      |

| 整理番号 | 件名      | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名   | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲  | 影響区分    | 影響金額<br>(単位:円) |           |
|------|---------|---------|------|--------|-----------------|-----------------|--|---|---------|----------------|-----------|
| 255  | 振替加算の誤り | 確認・決定誤り | 茨城   | 水戸北    | 2001年<br>10月18日 | 2016年<br>2月18日  | ○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 未払い     | 1,573,383      |           |
| 256  |         |         | 兵庫   | 明石     | 1995年<br>1月15日  | 2016年<br>3月2日   |  | 1名  | 未払い     | 4,402,266      |           |
| 257  |         |         | 栃木   | 栃木     | 2000年<br>11月22日 | 2016年<br>3月2日   |  | 1名  | 未払い     | 2,652,477      |           |
| 258  |         |         | 東京   | 八王子    | 1992年<br>5月3日   | 2016年<br>3月7日   |  | 1名  | 未払い     | 5,246,041      |           |
| 259  |         |         | 千葉   | 千葉     | 1998年<br>3月5日   | 2016年<br>3月18日  |  | 1名  | 未払い     | 3,528,619      |           |
| 260  |         |         | 神奈川  | 横浜西    | 2004年<br>3月27日  | 2016年<br>3月22日  |  | 1名  | 未払い     | 1,876,530      |           |
| 261  |         |         | 千葉   | 千葉     | 1988年<br>10月頃   | 2016年<br>3月31日  |  | 1名  | 未払い     | 5,112,836      |           |
| 262  |         |         | 埼玉   | 春日部    | 1994年<br>3月12日  | 2016年<br>3月31日  |  | 1名  | 未払い     | 4,739,271      |           |
| 263  |         |         | 神奈川  | 相模原    | 2007年<br>7月4日   | 2015年<br>1月27日  |  | ○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名      | 未払い            | 995,101   |
| 264  |         |         | 長崎   | 諫早     | 2006年<br>11月11日 | 2015年<br>6月12日  |  |   | 1名      | 未払い            | 1,177,762 |
| 265  |         |         | 青森   | 事務センター | 2009年<br>7月20日  | 2015年<br>8月10日  | 1名   |   | 未払い     | 724,258        |           |
| 266  |         |         | 広島   | 広島西    | 2008年<br>4月12日  | 2015年<br>10月27日 | 1名   |   | 未払い     | 815,984        |           |
| 267  |         |         | 広島   | 三次     | 2008年<br>9月13日  | 2015年<br>11月17日 | 1名   |   | 未払い     | 876,236        |           |
| 268  |         |         | 神奈川  | 横須賀    | 2010年<br>3月30日  | 2015年<br>11月26日 | 1名   |   | 未払い     | 625,796        |           |
| 269  |         |         | 三重   | 伊勢     | 2008年<br>9月18日  | 2015年<br>12月4日  | 1名   |   | 未払い     | 927,392        |           |
| 270  |         |         | 岐阜   | 事務センター | 2006年<br>10月26日 | 2016年<br>1月6日   | 1名   |   | 未払い     | 1,301,403      |           |
| 271  |         |         | 埼玉   | 川越     | 2009年<br>7月1日   | 2016年<br>1月7日   | 1名   |   | 未払い     | 938,900        |           |
| 272  |         |         | 三重   | 伊勢     | 2009年<br>10月9日  | 2016年<br>1月14日  | 1名   |   | 未払い     | 762,849        |           |
| 273  |         |         | 愛媛   | 今治     | 2009年<br>8月頃    | 2016年<br>3月9日   | 1名   | 未払い   | 792,175 |                |           |

| 整理番号 | 件名     | 誤り区分    | 都道府県    | 事務所名    | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応  | 影響範囲           | 影響区分   | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|--------|---------|---------|---------|-----------------|-----------------|--|----------------|--|----------------|
| 274  | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 福島      | 事務センター  | 1987年<br>2月20日  | 2014年<br>3月17日  | ○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧法厚生年金による老齢年金と通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                              | 1名             | 未払い  | 70,797         |
| 275  |        |         | 宮城      | 仙台南     | 1997年<br>3月1日   | 2014年<br>7月4日   | ○事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名             | 未払い  | 921,924        |
| 276  |        |         |         |         | 1996年<br>6月13日  | 2014年<br>11月10日 |  | 1名             | 未払い  | 4,472,084      |
| 277  |        |         | 宮崎      | 宮崎      | 2003年<br>12月25日 | 2015年<br>9月14日  | ○機構本部から連絡があり、厚生年金基金との記録突合に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名             | 未払い  | 9,130          |
| 278  |        |         | 北海道     | 事務センター  | 2011年<br>8月頃    | 2015年<br>12月2日  | ○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。   | 1名             | 未払い  | 103,525        |
| 279  |        |         | 山形      | 米沢      | 2012年<br>10月3日  | 2014年<br>8月18日  | ○内部点検により、年金決定後に国民年金保険料が納付されたことに伴い、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金決定後の記録追加には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。                       | 3名             | 未払い  | 13,800         |
| 280  |        |         | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 広島              | 福山              | 2007年<br>11月30日  | 2015年<br>6月29日 | ○お客様から連絡があり、年金選択処理のため遺族年金決定時に支払保留を行ったものの、その後保留解除処理を漏らしたことにより遺族厚生年金が支給停止となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保留解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名             |
| 281  | 岐阜     | 大垣      |         |         | 2015年<br>4月28日  | 2015年<br>10月16日 | ○お客様から連絡があり、遺族厚生年金の請求の際、共済年金の考慮漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。                                    | 1名             | 過払い  | 4,387,696      |

| 整理番号 | 件名      | 誤り区分    | 都道府県         | 事務所名          | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲            | 影響区分  | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------|---------|--------------|---------------|-----------------|-----------------|---|-----------------|---|----------------|
| 282  | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 東京           | 大田            | 1998年<br>1月10日  | 2015年<br>10月29日 | ○年金相談時に、65歳から老齢基礎年金と既に選択受給中の遺族厚生年金及び遺族農林年金を併せて受給できるにも関わらず、老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。  | 1名              | 未払い   | 9,695,821      |
| 283  |         |         | 福井           | 福井            | 1992年<br>5月21日  | 2016年<br>3月7日   |   | 1名              | 未払い   | 10,405,632     |
| 284  |         |         | 神奈川          | 平塚            | 2015年<br>8月18日  | 2016年<br>2月17日  | ○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。                          | 1名              | 未払い   | 45,333         |
| 285  |         |         | 兵庫           | 三宮            | 2015年<br>10月16日 | 2016年<br>2月22日  | ○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名              | 未払い   | 219,184        |
| 286  |         |         | 本部           | 機構本部<br>(支払部) | 2016年<br>2月9日   | 2016年<br>2月29日  | ○ブロック本部より連絡があり、年金選択処理の際、寡婦加算額が支給停止となるにも関わらず支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名              | 過払い   | 16,896         |
| 287  |         |         | 京都           | 京都南           | 2015年<br>6月29日  | 2016年<br>3月2日   | ○お客様から問合せがあり、年金相談時に共済組合から支給される年金の考慮漏れにより年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。     | 1名              | 未払い   | 424,409        |
| 288  |         |         | 東京           | 墨田            | 2016年<br>2月10日  | 2016年<br>6月3日   | ○お客様から問合せがあり、年金選択申出書の相談時に過払いとなった年金について現金による返納をご希望されたため、返納方法申出書を案内すべきところ案内を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●担当部署において、過払いの年金の返納方法の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。                       | 1名              | 未払い   | 120,647        |
| 289  |         |         | 年金の支払保留処理の誤り | 確認・決定誤り       | 和歌山             | 事務センター          | 2015年<br>9月8日   | 2015年<br>11月11日 | ○現況届(診断書)の長期未提出により支払保留中のお客様より、未提出期間すべての診断書の提出がなく現在の診断書のみ提出があったため、本来、障害状態が確認できた時期以降のみの年金の支払いを行うべきところ、過去に遡って支払を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、未提出により支払保留となっている者にかかる保留解除の取扱いについて周知しました。 | 1名             |

| 整理番号 | 件名           | 誤り区分    | 都道府県 | 事務所名           | 発生日月            | 判明年月日           | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|--------------|---------|------|----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 290  | 年金の支払保留処理の誤り | 確認・決定誤り | 東京   | 事務センター         | 2015年<br>10月8日  | 2015年<br>11月16日 | ○他の年金事務所から連絡があり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、別人のお客様の基礎年金番号で支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。           | 2名   | —    | 0              |
| 291  |              |         | 奈良   | 大和高田           | 2015年<br>4月3日   | 2016年<br>3月2日   | ○他の年金事務所から連絡があり、支払保留処理を行う際、別人のお客様の基礎年金番号で支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保留解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、支払保留処理を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。                                       | 1名   | 未払い  | 37,726         |
| 292  |              |         | 青森   | 事務センター         | 2015年<br>11月27日 | 2016年<br>2月15日  | ○お客様から問合せがあり、老齢年金の決定時に、65歳以上に求職の申込みをしている場合は雇用保険の基本手当の受給による調整が行われないにもかかわらず、支払保留処理を行い解除処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知複数人での確認を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い  | 2,227,375      |
| 293  |              |         | 大阪   | 大阪広域<br>事務センター | 2015年<br>11月5日  | 2016年<br>2月17日  | ○お客様から問合せがあり、厚生年金保険資格喪失後に高齢雇用継続給付金を受給している場合は、雇用保険の受給による調整が行われないにもかかわらず、支払保留処理を行っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底するよう周知しました。          | 1名   | 未払い  | 146,916        |
| 294  |              |         | 京都   | 事務センター         | 2016年<br>1月6日   | 2016年<br>2月26日  | ○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の支払保留処理を行う際、別人のお客様の基礎年金番号で支払保留の処理を行ったため、年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や入力時のチェックを徹底するよう周知しました。              | 1名   | 未払い  | 354,016        |
| 295  |              |         | 福岡   | 東福岡            | 2016年<br>3月23日  | 2016年<br>4月15日  | ○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士がお亡くなりになった方の支払保留処理票を作成する際、誤って請求者である配偶者の支払保留処理票を作成したため、配偶者の年金の支払いが保留となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。                     | 1名   | 未払い  | 107,418        |
| 296  | 未支給年金の誤り     | 確認・決定誤り | 本部   | 機構本部<br>(支払部)  | 2016年<br>2月15日  | 2016年<br>4月15日  | ○他の部署から連絡があり、未支給年金決定時の支払記録等の確認不足により、本来、未支給年金が支払われるところ、未支給不該当し支払が行われていなかったことが判明しました。<br>●お客様にお詫びの文書を送付しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、未支給年金決定時の支払記録等の確認を徹底するよう周知しました。                                      | 1名   | 未払い  | 43,625         |
| 297  |              | 説明誤り    | 北海道  | 留萌             | 2015年<br>10月5日  | 2016年<br>2月10日  | ○お客様から問合せがあり、被用者年金一元化法施行後の未支給年金の相談の際、本来、共済年金分の未支給年金についても年金事務所への請求を案内するべきところ、案内を行っていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済年金分の請求書をご提出いただき、共済へ送付しました。<br>●担当部署において、被用者年金一元化法施行後の取扱いの確認の徹底を周知しました。                            | 1名   | 未払い  | 138,050        |

| 整理番号 | 件名                  | 誤り区分    | 都道府県           | 事務所名            | 発生年月日           | 判明年月日   | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分    | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------------------|---------|----------------|-----------------|-----------------|---|---|------|---------|----------------|
| 298  | 脱退手当金の誤り            | 確認・決定誤り | 青森             | 事務センター          | 2014年<br>12月26日 | 2015年<br>1月20日  | ○脱退手当金の支払処理後の事務処理を行っていたところ、脱退手当金の支給対象月の一部に、既に支給されている期間を含めて支給していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。                               | 1名   | 過払い     | 35,325         |
| 299  | 寡婦年金の誤り             | 確認・決定誤り | 神奈川            | 高津              | 2015年<br>1月5日   | 2015年<br>3月13日  | ○事務センターから連絡があり、年金請求時に遺族厚生年金と寡婦年金の組合わせによる請求より有利な死亡一時金と遺族厚生年金の組合せを案内していなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金の決定を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、複数の年金を請求できる場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | 未払い     | 220,000        |
| 300  | 年金の振込金融機関・住所変更に係る誤り | 確認・決定誤り | 大阪             | 大阪広域<br>事務センター  | 2016年<br>1月7日   | 2016年<br>2月22日  | ○お客様から問合せがあり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に受取金融機関の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●委託業者に対して、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。                  | 1名   | 未払い     | 62,166         |
| 301  |                     |         | 兵庫             | 事務センター          | 2015年<br>12月8日  | 2016年<br>2月25日  |   | 1名   | 未払い     | 8,987          |
| 302  |                     |         | 長野             | 事務センター          | 2016年<br>2月10日  | 2016年<br>4月20日  |   | 1名   | 未払い     | 131,273        |
| 303  |                     | 入力誤り    | 兵庫             | 事務センター          | 2015年<br>7月30日  | 2015年<br>7月30日  | ○機構本部から連絡があり、委託業者が住所・受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。                                    | 1名   | 未払い     | 114,775        |
| 304  |                     | 大阪      | 大阪広域<br>事務センター | 2015年<br>12月3日  | 2016年<br>2月17日  | 1名  |   | 未払い  | 8,900   |                |
| 305  |                     | 広島      | 事務センター         | 2015年<br>11月27日 | 2016年<br>2月22日  | 1名  |   | 未払い  | 125,411 |                |
| 306  | 氏名の登録及び変更に係る誤り      | 確認・決定誤り | 青森             | 事務センター          | 2016年<br>1月22日  | 2016年<br>3月17日  | ○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定請求書の処理時にお客様のフリガナが年金記録と相違しているにもかかわらず訂正を行わず登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。 | 1名   | 未払い     | 25,577         |
| 307  |                     | 入力誤り    | 広島             | 事務センター          | 2015年<br>11月27日 | 2016年<br>2月17日  | ○金融機関から連絡があり、委託業者が老齢年金裁定請求書の処理時にお客様のフリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。                                   | 1名   | 未払い     | 227,748        |
| 308  |                     | 和歌山     | 事務センター         | 2016年<br>1月13日  | 2016年<br>3月9日   | ○金融機関から連絡があり、老齢年金裁定請求書の処理時にお客様のフリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。<br>●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。 | 1名  | 未払い  | 65,508  |                |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分   | 都道府県 | 事務所名                | 発生日月           | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|------------------|--|------|---------------------|----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 309  | 特別一時金の誤り         | 確認・決定誤り  | 山形   | 米沢                  | 1989年<br>2月17日 | 2015年<br>3月19日 | ○事務センターから連絡があり、特別一時金の支給対象月数の計算を誤って決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、特別一時金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。                              | 1名   | 未払い  | 24,000         |
| 310  | 住所情報収録時の誤り       | 入力誤り   | 本部   | 機構本部<br>(業務管理部)     | 2014年<br>8月6日  | 2016年<br>2月2日  | ○お客様から連絡があり、委託業者が不備がある住所記録の補正作業を行う際、住所の登録を誤ったため、お客様に正しく現況届が送付されていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●委託業者に対して、再発防止策を講じるよう指導しました。          | 2名   | 未払い  | 539,772        |
| 311  | 記録訂正の誤り          | 確認・決定誤り  | 沖縄   | 那覇                  | 2009年<br>2月16日 | 2016年<br>2月17日 | ○他の年金事務所から連絡があり、別人の基礎年金番号で住所変更届の処理を行ったため、住所変更届の訂正処理は行っていたものの、自動的に登録された住基コードの訂正処理を漏らしていたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。<br>●担当部署において、本人確認及び記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名   | —    | 0              |
| 312  |                  | 記録訂正誤り   | 岐阜   | 岐阜北                 | 2009年<br>10月7日 | 2016年<br>6月23日 | ○他の年金事務所から連絡があり、別人記録が混在した年金記録で誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。<br>●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。                                | 1名   | 過払い  | 314,830        |
| 313  | 年金給付関係の通知書等の作成誤り | 確認・決定誤り  | 長野   | 事務センター              | 2016年<br>3月7日  | 2016年<br>3月9日  | ○お客様から連絡があり、障害状態確認届を送付した際、封筒の窓あき部分から、お知らせ文書の表題部分が一部見える状態となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。<br>●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。  | 1名   | —    | 0              |
| 314  |                  | 通知書等の作成誤り  | 和歌山  | 事務センター              | 2015年<br>8月6日  | 2016年<br>1月25日 | ○お客様から連絡があり、障害年金の不支給却下等のお知らせの文書を送付した際、連絡先の電話番号の記載を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者が誤った電話番号は使用されていない番号であることを確認しました。お客様にお詫びの文書を送付しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。                | 12名  | —    | 0              |
| 315  |                  | 通知書送付後の確認を行っていたところ、未支給年金保険給付支給決定の取消通知を送付した際、受給者氏名欄と基礎年金番号欄の記載を入れ違いで記載していたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。 | 1名   | —                   | 0              |                |  |      |      |                |
| 316  | 年金給付関係通知書等の作成誤り  | 通知書等の作成誤り  | 本部   | 機構本部<br>(基幹システム開発部) | 2016年<br>4月12日 | 2016年<br>5月10日 | ○年金の支払いが長期間にわたって差止状態となっているお客様や、亡くなられている疑いにより年金の支払を保留しているお客様等に対して、引抜きの対処がもれたことで、支給額変更通知書が送付されたことが判明しました。<br>●担当部署からお詫びの文書をお客様に送付しました。<br>●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。             | 721名 | —    | 0              |
| 317  |                  |  | 神奈川  | 事務センター              | 2016年<br>5月31日 | 2016年<br>6月2日  | ○区役所から連絡があり、障害状態確認届に同封した提出のお知らせ文書に記載した提出期限日を誤っていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。<br>●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。   | 269名 | —    | 0              |

| 整理番号 | 件名               | 誤り区分     | 都道府県 | 事務所名           | 発生日月            | 判明年月日          | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|------------------|----------|------|----------------|-----------------|----------------|---|------|------|----------------|
| 318  | 年金給付関係書類の誤送付・誤送信 | 誤送付・誤送信  | 石川   | 金沢広域<br>事務センター | 2016年<br>2月26日  | 2016年<br>2月26日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者が記録確認のための訪問勧奨を行った際、別のお客様に不在連絡票を投函していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って投函した不在連絡票を回収しました。<br>●委託業者に対して再発防止策を講じるよう指導しました。   | 2名   | —    | 0              |
| 319  |                  |          | 滋賀   | 事務センター         | 2016年<br>2月26日  | 2016年<br>2月29日 | ○お客様から問合せがあり、不備のため未支給年金請求書を返戻する際に、誤って別人の添付書類を送付していたことが判明しました。<br>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した添付書類を回収しました。<br>●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。  | 3名   | —    | 0              |
| 320  | 年金給付関係書類の交付誤り    | 誤送付・誤送信  | 東京   | 北              | 2016年<br>4月9日   | 2016年<br>4月11日 | ○年金相談時に、委託社労士が基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人の年金見込額回答票を混入して交付していたことが判明しました。<br>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した回答票を回収しました。<br>●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。   | 2名   | —    | 0              |
| 321  | 年金給付関係の書類管理誤り    | 確認・決定誤り  | 福島   | 東北福島           | 2015年<br>8月10日  | 2015年<br>9月25日 | ○内部点検を行ったところ、委託社会保険労務士が事務センターへ回付するBOXへ保管すべきところ、本人への照会中のBOXへ入れていたため回付されていなかったことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事務センターへ回付を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。               | 1名   | —    | 0              |
| 322  |                  |          | 兵庫   | 西宮             | 2014年<br>1月頃    | 2016年<br>5月30日 | ○再裁定が必要なお客様で、一度勧奨を行った結果回答がなかった方について再度勧奨を行うべきところ、行っていないために再裁定が行われていないものがあることが判明しました。<br>●担当者が、再勧奨の必要性について誤った判断をしたことが原因です。<br>●年金事務所、お客様へご連絡、お詫びを行うこととしています。<br>●年金事務所において、管理方法を見直すとともに、管理者による定期的な点検を行うこととしました。 | 91名  | 整理中  | 整理中            |
| 323  |                  | 未処理・処理遅延 | 沖縄   | 浦添             | 2015年<br>4月15日  | 2016年<br>2月8日  | ○お客様から問合せがあり、提出された年金記録照会申出書が処理済みとして保管され、事務センターへ回付されないまま未処理となっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事務センターへ回付を行い、処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                                  | 1名   | —    | 0              |
| 324  |                  |          | 新潟   | 事務センター         | 2015年<br>11月27日 | 2016年<br>2月17日 | ○お客様から問合せがあり、扶養親族申告書の機構本部への進達漏れが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。  | 1名   | 未払い  | 19,326         |
| 325  |                  |          | 長野   | 松本             | 2016年<br>1月15日  | 2016年<br>4月13日 | ○内部点検を行ったところ、加入期間照会申出書と年金手帳再交付申請書が未処理のまま保管されていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加入期間照会申出書と年金手帳再交付申請書の処理を行い、お客様にお渡ししました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                     | 1名   | —    | 0              |

| 整理番号 | 件名            | 誤り区分       | 都道府県 | 事務所名        | 発生日月        | 判明年月日      | 事象・対応   | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|------|---------------|------------|------|-------------|-------------|------------|---|------|------|----------------|
| 326  | 年金給付関係の書類管理誤り | 未処理・処理遅延   | 本部   | 機構本部(業務渉外部) | 2011年6月頃    | 2015年12月7日 | ○内部点検により、第三者行為事故に係る届書と同時に提出されていた年金選択申出書や未支給年金請求書等の届書を担当部署に回付せず保管されたままとなっていたことが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明、またはお詫びの文書を送付しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。                      | 8名   | 未払い  | 2,819,383      |
| 327  |               |            | 兵庫   | 三宮          | 2007年頃      | 2016年9月9日  | ○倉庫へ保管するために要再裁定者リストの処理状況を確認したところ、処理されていないものがあることが判明しました。<br>●処理の完結していない要再裁定者リストが平成26年3月に発見されたため処理を行っていましたが、一部の処理が行われていなかったものです。<br>●担当部署より、お客様へお詫びのうえ、再裁定を行うこととしています。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 64名  | 整理中  | 整理中            |
| 328  | 年金給付関係書類の所在不明 | 受付時の書類管理誤り | 三重   | 事務センター      | 2016年1月14日  | 2016年2月4日  | ○内部点検を行ったところ、年金受給権者受取機関変更届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。  | 1名   | —    | 0              |
| 329  |               |            | 北海道  | 事務センター      | 2015年12月11日 | 2016年2月18日 | ○機構本部から問合せがあり、未支給年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行いました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。   | 1名   | —    | 0              |
| 330  |               |            | 高知   | 事務センター      | 2015年11月頃   | 2016年3月1日  | ○機構本部から問合せがあり、老齢年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。<br>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。<br>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。   | 1名   | 未払い  | 21,539         |

平成28年8月分のシステム事故一覧

|   | 件名                            | 発生年月日          | 判明年月日          | 事象・対応  | 影響範囲   | 影響区分 | 影響金額<br>(単位:円) |
|---|-------------------------------|----------------|----------------|--|--------|------|----------------|
| 1 | 同月内における取得記録、喪失記録の誤判定による年金額誤り  | 2009年<br>2月1日  | 2014年<br>9月29日 | <p>○厚生年金期間に「取得～喪失～取得」という記録が同月内にあった場合、記録が正しく反映されずに喪失から取得まで1ヶ月以上期間が空いたと判定したことで、年金額が誤って算出されることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払い金額の返納に係る処理が完了しました。</p> <p>●年金記録の収録に係る仕様につきまして、システム改修を実施しました。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。</p>  | 1名     | 過払い  | 825            |
| 2 | 年金額改定処理(マクロ経済スライドによる年金額改定)の誤り | 2005年<br>4月1日  | 2016年<br>3月19日 | <p>○障害年金受給者について、平成17年4月以降のマクロ経済スライドによる年金額改定が行われておらず、未払いがあることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付しました。</p> <p>●年金額の改定にかかる仕様につきまして、システム改修を実施しました。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。</p>   | 1名     | 未払い  | 106,320        |
| 3 | 被用者年金一元化に伴うシステム改修の誤り          | 2015年<br>10月1日 | 2016年<br>5月16日 | <p>○被用者年金一元化に伴うシステム改修により、以下の事象が生じていることが判明しました。</p> <p>・共済組合期間及び厚生年金期間がある者の老齢厚生年金繰下げ裁定において、共済組合の年金額情報の取込み誤りにより、繰下げ加算額が誤った額となっている。</p> <p>・在職による支給停止処理を行うにあたり、経過措置の対象となるお客様の抽出条件を誤り、対象とならないにもかかわらず、対象として誤った支給停止額となっている。</p> <p>●該当するお客様について、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払い金額の返納に係る処理が完了しました。</p> <p>●年金額の裁定、また、経過措置対象者の抽出にかかる仕様につきまして、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしました。</p> | 4名     | 過払い  | 130,508        |
| 4 | 未支給年金決定・支払通知書の作成漏れ            | 2016年<br>5月20日 | 2016年<br>5月20日 | <p>○6月定期支払期において、受給している年金が2以上有する者の1つの年金について、未支給年金決定・支払通知書が作成されていないお客様がいることが判明しました。</p> <p>●担当部署より対象のお客様に未支給年金決定・支払通知書を送付しました。</p> <p>●未支給年金決定にかかる仕様につきまして、システム改修を実施します。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することとしました。</p>   | 14名    | -    | 0              |
| 5 | 支給額変更通知書の送付漏れ                 | 2016年<br>5月20日 | 2016年<br>7月5日  | <p>○平成28年4月に65歳に到達した遺族厚生年金受給者について、老齢厚生年金を受給することによる併給見直しを行うことで5月分から年金支給額が変更される一部の方に支給額変更通知書が作成されていないことが判明しました。</p> <p>●対象のお客様には、お詫びの文書を同封の上、支給額変更通知書を作成し送付しました。</p> <p>●支給額変更通知書が正しく作成されるようシステム改修を実施します。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしました。</p>   | 1,142名 | -    | 0              |